

# 新・町田市子どもマスタープラン (素案)

町田市

子ども・子育て会議



市長挨撈

# 目次

---

---

## 第1章 計画の概要

---

---

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4

---

---

## 第2章 町田市の子どもをとりまく状況

---

---

1	町田市の子どもと家庭	6
	(1) 人口の推移	6
	(2) 出生数の推移	8
	(3) 合計特殊出生率	9
	(4) 女性の就労状況	9
	(5) 核家族世帯	10
	(6) ひとり親の世帯の状況	10
	(7) 転入・転出者	11
	(8) 子ども家庭支援センター相談件数	12
	(9) 不登校児童数	12

---

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---

1	基本理念	14
2	基本的な視点	15
3	基本目標	17
4	施策の体系	18

---

## 第 1 章 施策の展開

---

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	21
目指す姿1 子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意見表明できる	21
基本施策(1) コミュニケーション能力を育てる	21
基本施策(2) 参加と意見表明の場や機会の確保	24
基本施策(3) 子どもの悩みに対処する体制の充実	26
目指す姿2 大人になっていく力をつける	30
基本施策(1) 幼児教育の充実	30
基本施策(2) 学校教育の充実	34
基本施策(3) 思春期の子どもの心と身体健康教育	39
基本施策(4) 体験活動の充実	43
基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている	46
目指す姿1 親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える	46
基本施策(1) 親スタート期を支える	46
基本施策(2) 子育て期を支える	49
基本施策(3) 男女共同の子育てを進める	52
基本施策(4) 親の悩みを支える	54
目指す姿2 親が働くことを支える	57
基本施策(1) 保育支援の充実	57
基本施策(2) サービスの質の向上と効果的・効率的な提供の充実	59
目指す姿3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える	60
基本施策(1) 障がいのある子どもと家族への支援	60
基本施策(2) ひとり親家族・貧困への支援	63
基本施策(3) 外国籍家族への支援	66
基本施策(4) 被虐待児(DV家族児童を含む)と家族への支援	67
目指す姿4 一人ひとりに情報が確実に届く	70

基本施策（1）子どもと親への情報の確保	70
基本目標3 子どもが地域の中で大切にされている	74
目指す姿1 人と人が関わりつながる場をつくる	74
基本施策1 地域の人材育成と人材活用	74
基本施策2 地元事業所・商店の関わり	76
基本施策3 体験できる場の充実	77
基本施策4 交流できる場の充実	79
基本施策5 子どもセンター・地域子育てセンターを中心とした 地域づくり	83
目指す姿2 みんなで安全・安心のまちをつくる	86
基本施策1 子どもの安全・安心の確保	86
基本施策2 子育てしやすいまちづくり	89

---

## 第 4 章 計画の推進

---

1 計画の進行管理	91
2 関係機関との連携	92

---

## 第 5 章 参考資料

---

1 児童憲章	94
2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	95

---

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

町田市では、1966年の「青少年健全育成都市宣言」以降、子どもたち自らの手によって1996年に起草された「町田市子ども憲章」や「町田市子育て・子育て支援計画」の策定など、子どもに関する施策を市の重要施策の一つとして位置付け、積極的に推進してきました。

また、子どもや子育て家庭をめぐるさまざまな問題や課題に対応するため、2000年6月に町田市青少年問題協議会から、子どもの総合計画の必要性が提言され、将来の町田市を支える子ども世代が健やかに育つため、2005年4月に子どもと家族に関する施策の基本的な方向性を示す10年間の総合計画「町田市子どもマスタープラン」を策定しました。

この間、国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、各自治体に行動計画の策定を義務づけ、町田市でも「町田市子どもマスタープラン」に事業計画を組み込みました。

しかし、10年が経過する2014年度現在、依然として少子化は改善されず、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」は2015年度から2024年度までの10年間延長されました。

一方、国は2012年8月に、待機児童の解消と子育てしやすい環境の整備等を行うため、恒久法である「子ども・子育て支援法」を始め「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」を全国の自治体で始めました。

町田市においても、新制度の発足にあたり、町田市が今後、幼児期の学校教育・保育の提供や地域の子育て支援等について、「何を」「どのくらい」「いつまで」に整備・実施していくかを定めた「町田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

あわせて、町田市においても、少子化の進行や女性の社会進出に伴う更なる共働き世帯の増加など、子ども・子育てを取り巻く課題が解消されたとは言えず、時代に即した子育て支援施策を、行政だけではなく、学校や事業所、NPO、地域住民など、すべての関係者がともに手をつなぎ、考え、取り組みを進めていくことが求められています。

そのため、町田市では、市の子ども・子育てに関する施策の基本的な方向性を示すとともに、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、「町田市子どもマスタープラン」の理念を継承した、「新・町田市子どもマスタープラン」を策定します。



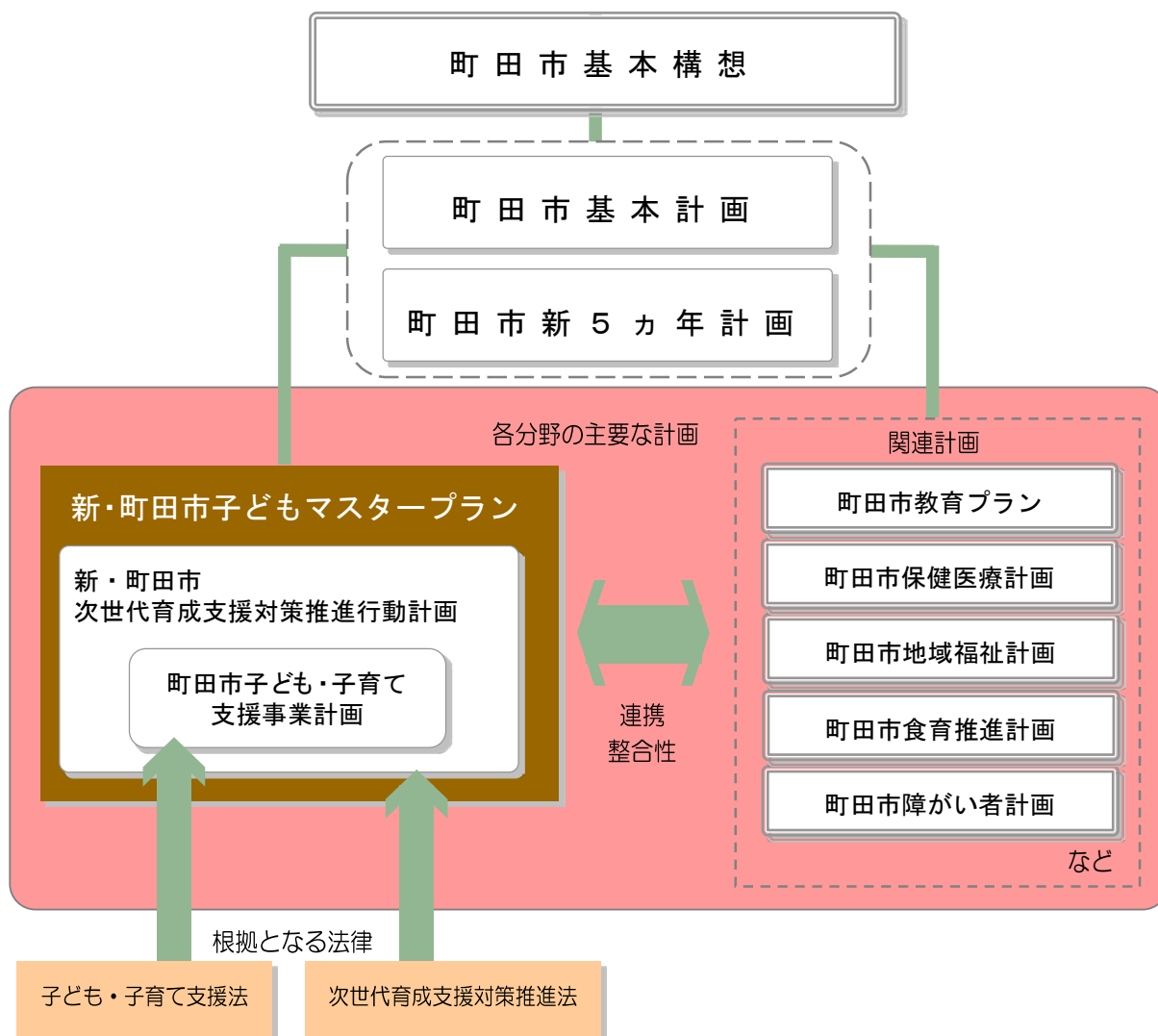
## 2 計画の位置づけ

この計画は、町田市における子ども施策の基本計画として策定します。

町田市におけるこれまでの取り組みの継続性を確保するとともに、上位計画である「町田市基本構想」「町田市基本計画」や関連計画である「町田市教育プラン」「町田市保健医療計画」「町田市食育推進計画」「町田市地域福祉計画」「町田市障がい者計画」「町田市子ども読書活動推進計画」などとの連携・整合性を図っていきます。また、計画には、「町田市子ども・子育て支援事業計画」及び10年間延長された次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を含みます。

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期・学童期を経て、青少年期に至る18歳までの子ども・青少年とその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

### 【 計画の位置づけ 】



### 3 計画の期間

2015年度を初年度とする10年間の計画とし、中間年度に見直しを行います。

【 計画期間 】

	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
国	次世代育成支援対策行動計画										次世代育成支援対策行動計画 (10年間延長)									
											子ども・子育て 支援事業計画					子ども・子育て 支援事業計画				
町田市	町田市子どもマスタープラン										新・町田市子どもマスタープラン									
	町田市次世代育成 支援対策推進行動 計画(前期)					町田市次世代育成 支援対策推進行動 計画(後期)					新・町田市 次世代育成支援 対策推進行動計画 (前期)5年					新・町田市 次世代育成支援 対策推進行動計画 (後期)5年				
											町田市子ども・子育て 支援事業計画					町田市子ども・子育て 支援事業計画				

---

## 第2章 町田市の子どもをとりまく状況

---

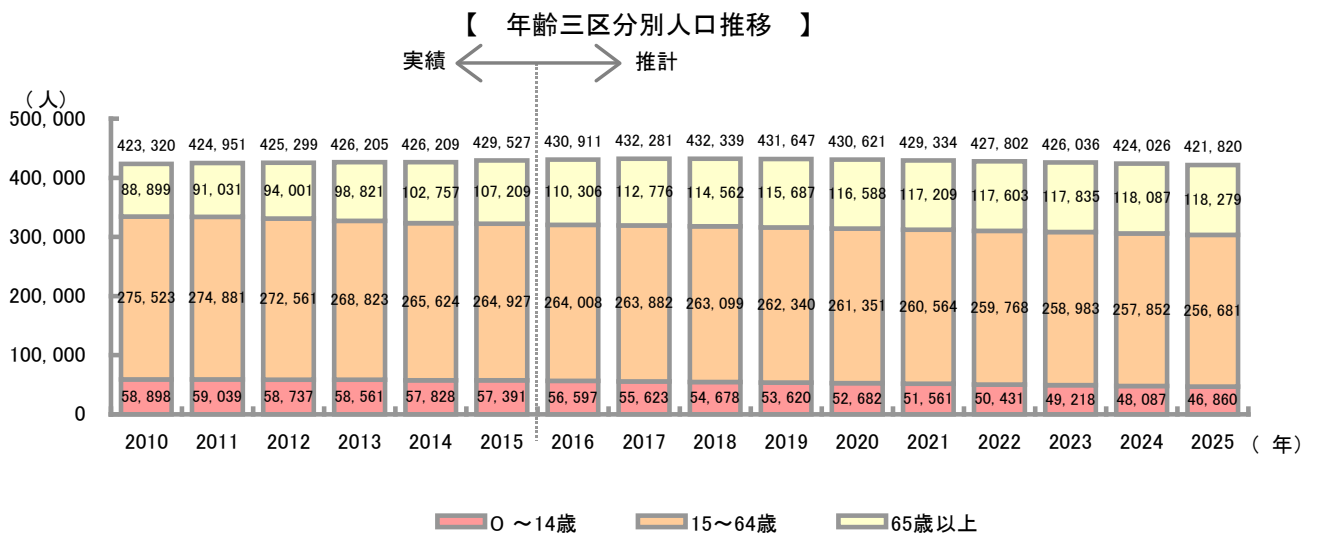
# 1 町田市の子どもと家庭

## (1) 人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は増加しており、2015年4月1日現在で429,527人となっています。

年齢三区分別人口推移をみると、2011年以降、0～14歳、15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加傾向にあります。

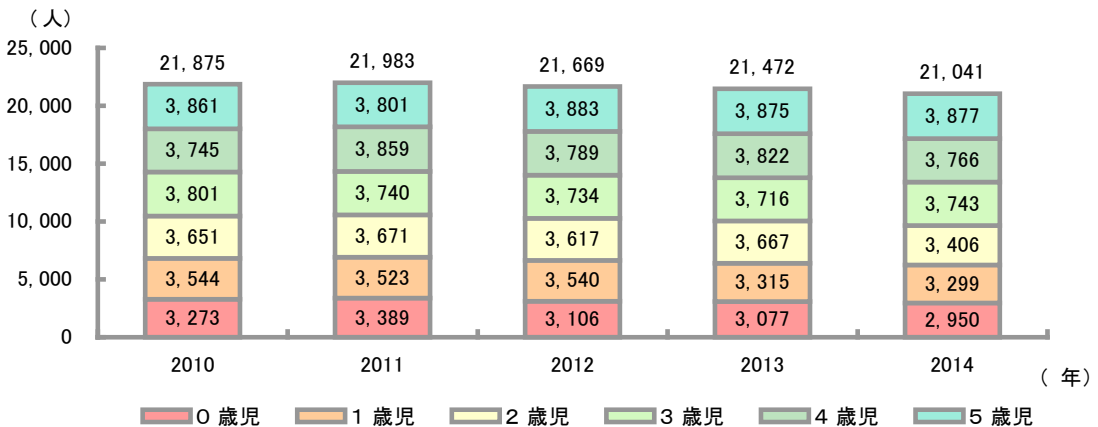
町田市の将来人口は、2018年まで微増すると予測されていますが、年少人口は今後も減少し続け、2023年には5万人を切ると見込まれています。



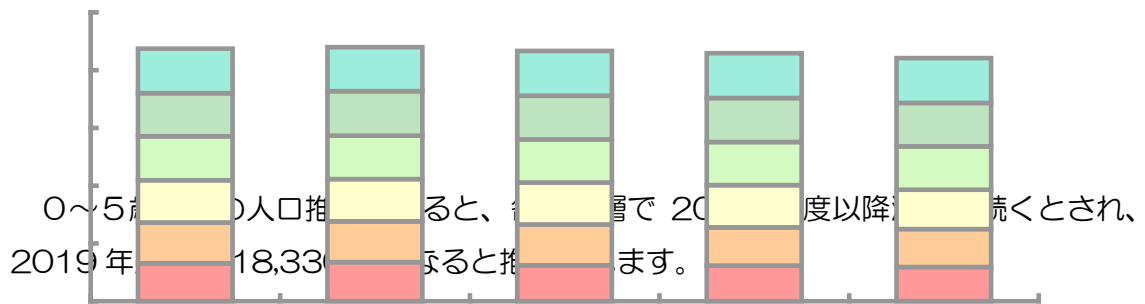
資料：町田市「年齢別人口表」「外国人登録人口」（各年4月1日現在）  
 ※ 推計人口は町田市将来人口推計

本市の人口推移をみると、2010年以降減少傾向にあり、2014年1月1日現在の人口は421,820人と、2010年に比べ834人減少しています。

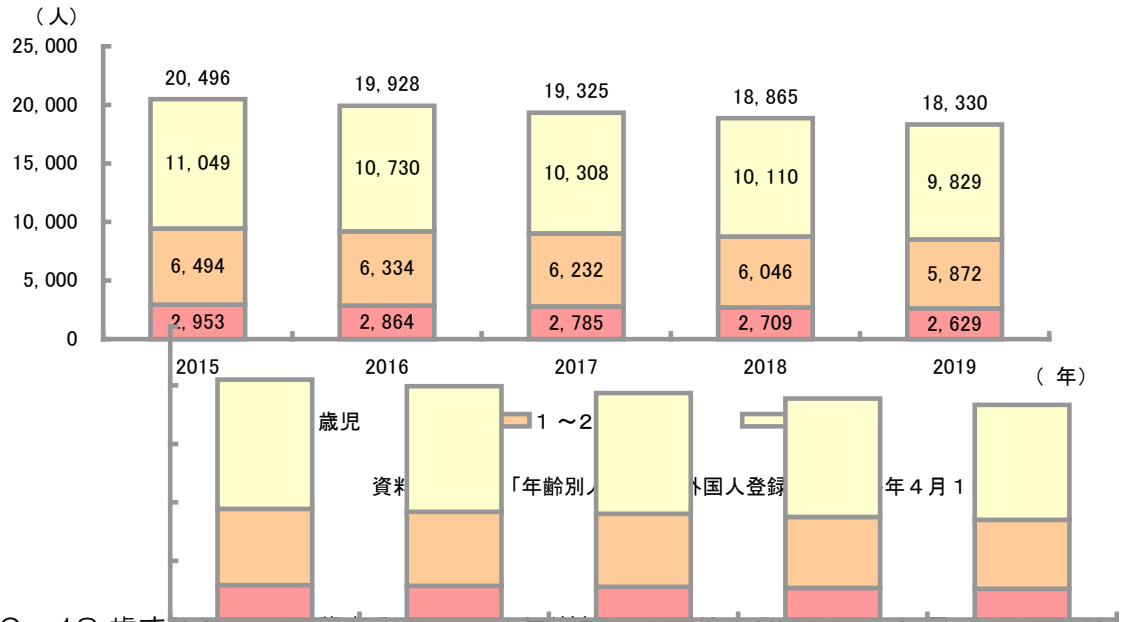
### 【 0～5歳までの人口推移 】



資料：町田市統計書「人口」（各年1月1日現在）

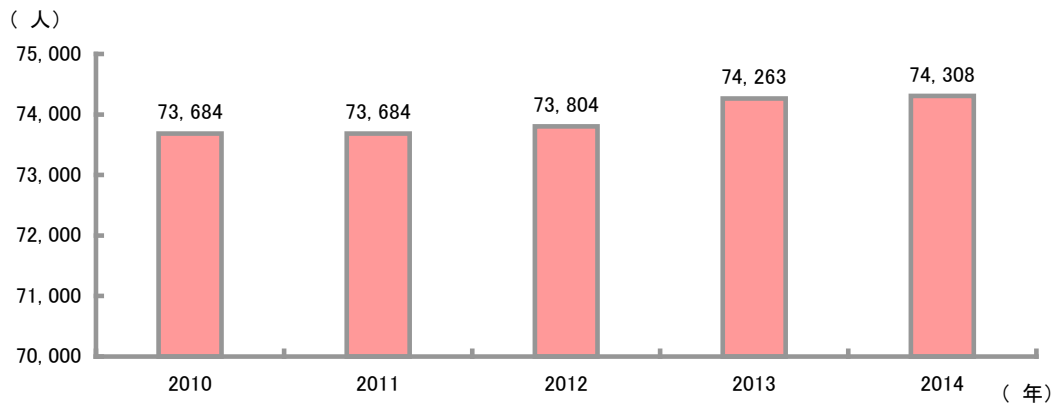


【 0～5歳までの人口推計 】

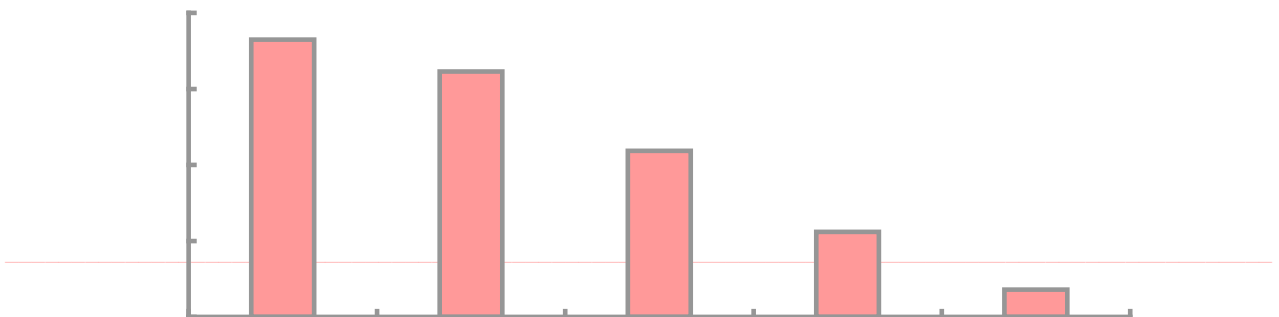


0～18歳までの人口推移をみると、年々増加しており、2014年1月1日現在で74,308人と、2010年に比べ624人増加しています。

【 0～18歳までの人口推移 】

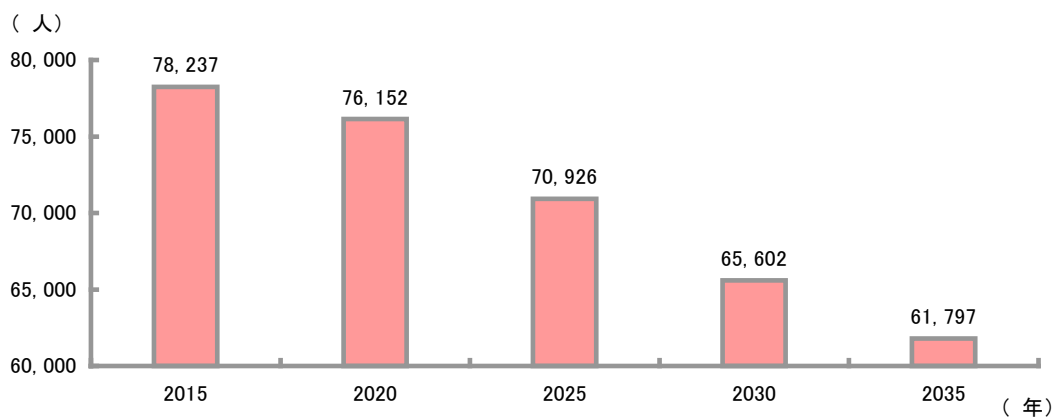


資料：町田市統計書「人口」（各年1月1日現在）



0～19歳までの人口推計をみると、2015年以降は減少傾向が顕著となり、2035年には61,797人になると推測されます。

【 0～19歳までの人口推計 】

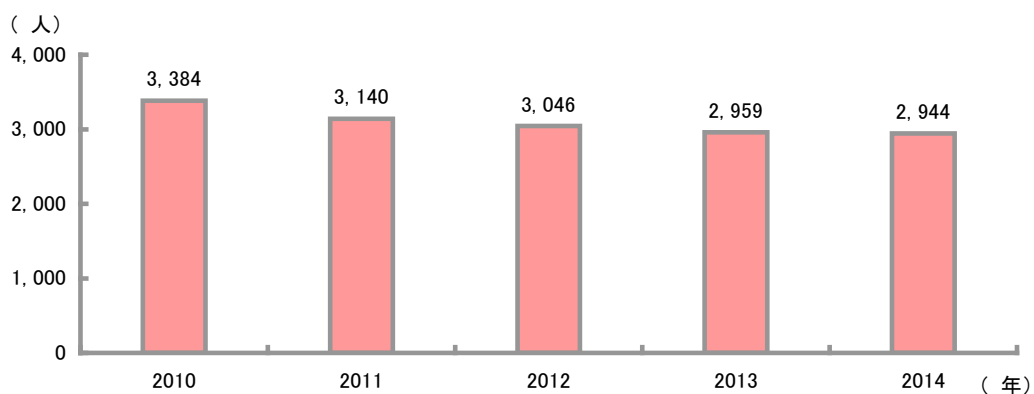


資料：町田市将来人口推計

## (2) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、2010年から年々減少し、2014年には2,944人と440人減少しています。

【 出生数の推移 】

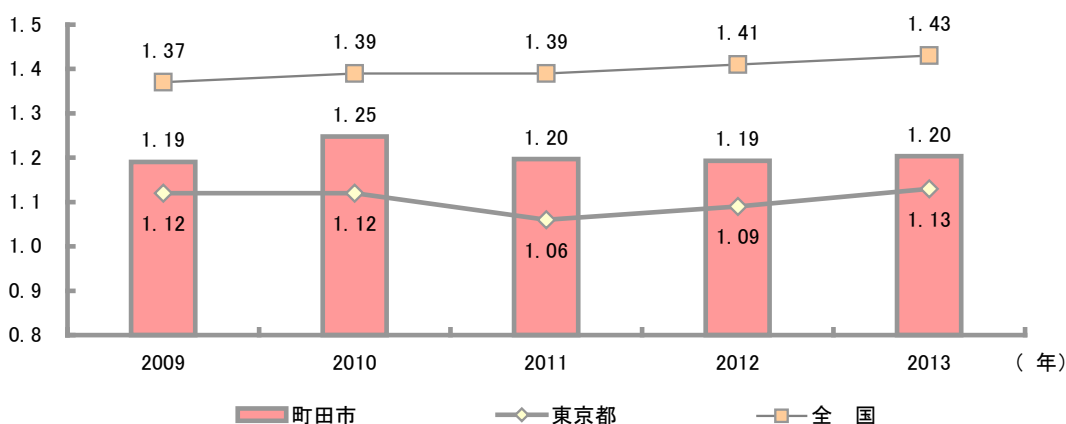


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

### (3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、東京都を上回っているものの、全国の平均を下回る水準で推移しています。2013年においては東京都のポイントを0.07ポイント上回り、1.20となっています。

【 合計特殊出生率の推移 】

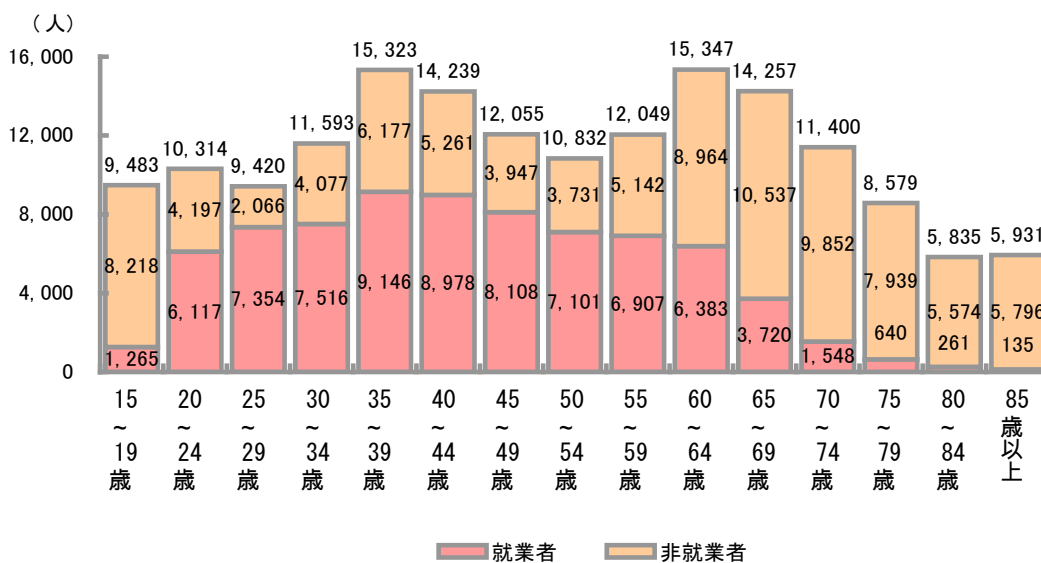


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」  
全国は厚生労働省「人口動態統計」

### (4) 女性の就労状況

本市の女性の年齢別就労状況（2010年）をみると、35～39歳まで就業者が増加しているのに対し、40～44歳以降は減少しています。

【 女性の年齢別就労状況（2010年） 】

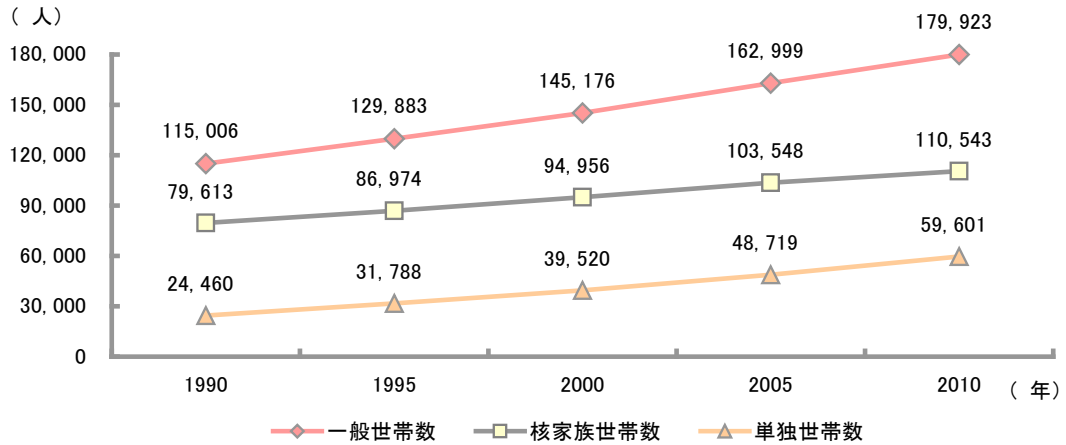


資料：総務省統計局「平成22年国勢調査」

## (5) 核家族世帯

本市の核家族世帯数の推移をみると、一般世帯数、単独世帯数とともに年々増加しており、2010年で110,543世帯となっています。

【 核家族世帯数の推移 】

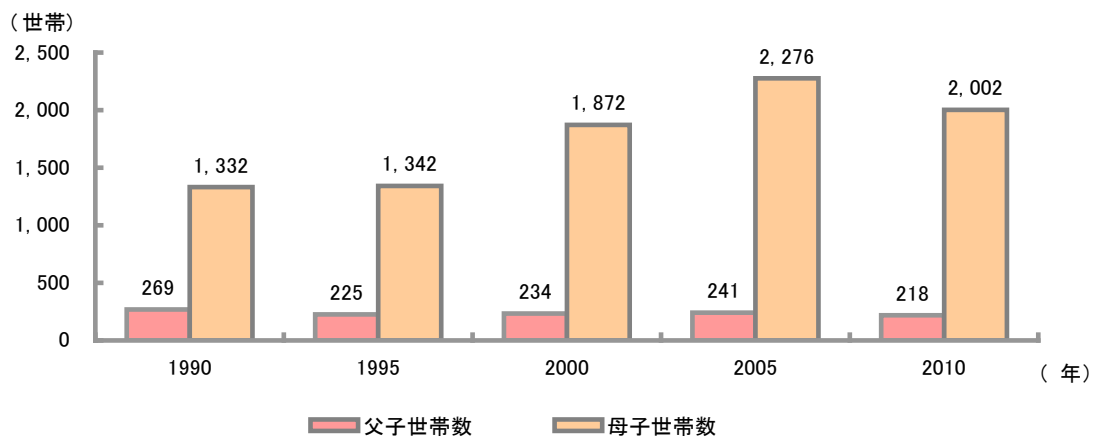


資料：総務省統計局「国勢調査」

## (6) ひとり親の世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、父子世帯数が減少傾向にあるのに対し、母子世帯数は年々増加傾向にあり、2010年で2,002世帯となっています。

【 ひとり親世帯数の推移 】



資料：総務省統計局「国勢調査」

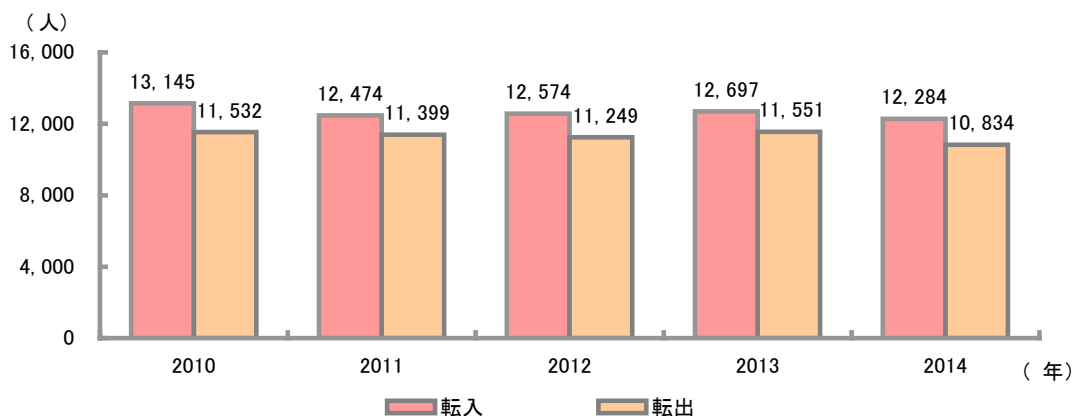


## (7) 転入・転出者

本市の転入・転出者数の推移をみると、転入が転出を上回る状態が続いています。

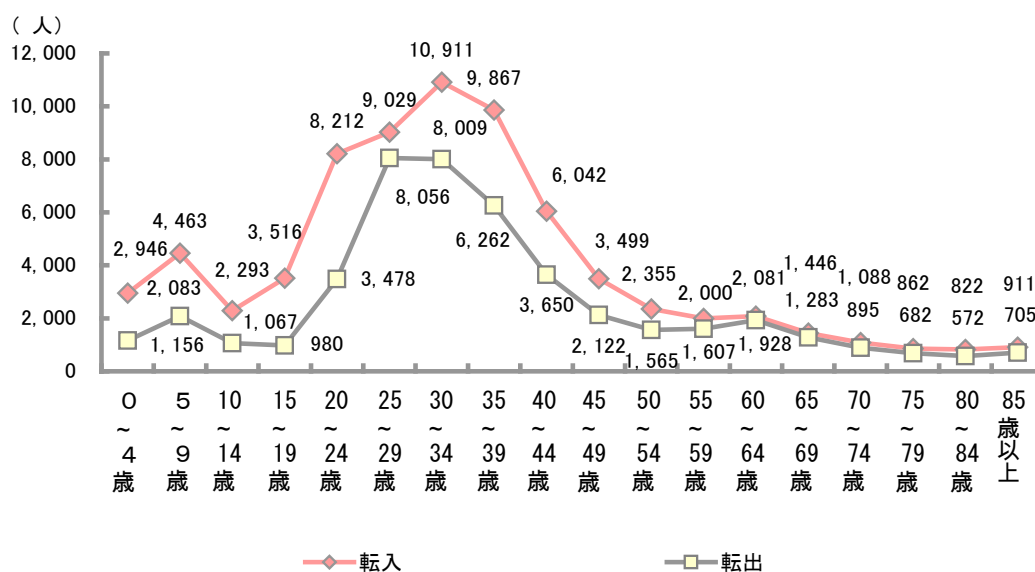
年齢別でみると、20～30歳代が転入・転出者の半数を占めており、特に20～24歳、35～39歳で転入が転出を上回る人数が多くなっています。

【 転入・転出者数の推移 】



資料：東京都総務局「人口の動き」

【 年齢別転入・転出者数（2010年） 】



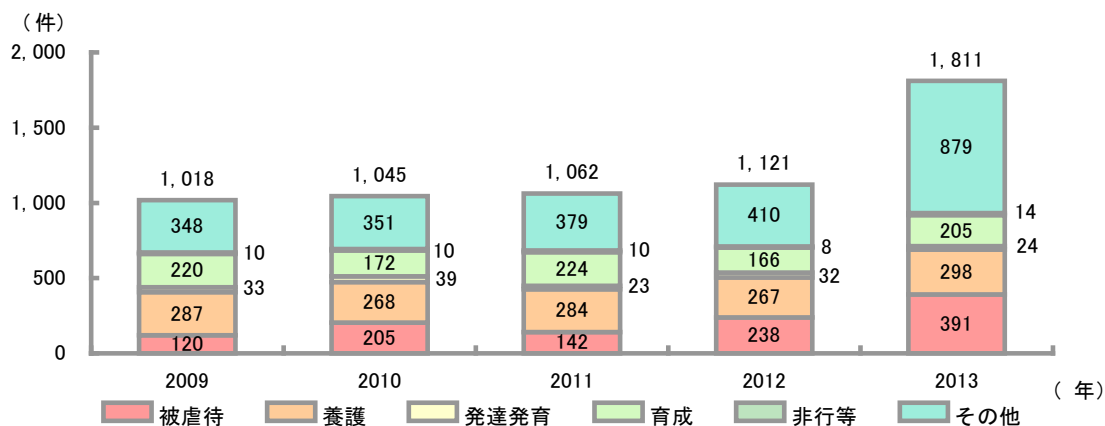
資料：総務省統計局「平成22年 国勢調査」

## (8) 子ども家庭支援センター相談件数

子ども家庭支援センターの相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあります。また、虐待に関する相談の増加が大きく、2013年度には391件となっています。

※2013年度は、集計方法が変更になったため、件数が大幅に増加しています。

【 子ども家庭支援センター相談件数 】

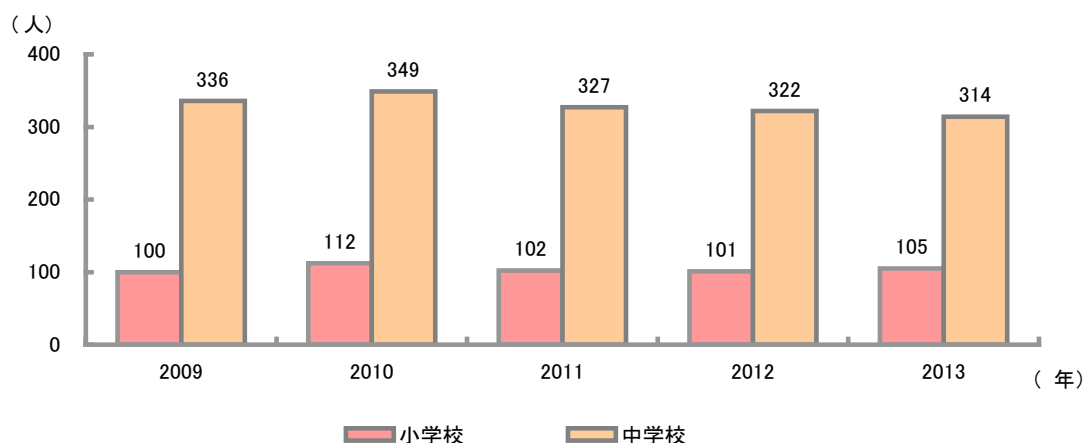


資料：子ども家庭支援センター

## (9) 不登校児童数

不登校児童数（公立）の推移をみると、小学校はほぼ横ばいで推移しています。一方、中学校では減少傾向にあり、2013年度で314人となっています。

【 不登校児童数（公立） 】



資料：町田市統計書「理由別長期欠席生徒数（公立）」

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 子どもが自分らしく安心して 暮らせるまちをみんなで創り出す

すべての子どもの心身ともに安全で健やかな成長を実現することは、現代社会の重要な課題です。人間としての基礎的な資質が作られるこの時期、大人と子どもの関わりのあり方は、子どもの生涯の充実した人生に大きく影響します。

また、子どもは現在の市民であるとともに、将来の市民社会の中核となる存在です。子どもを健やかに育み、豊かな市民性を培うことは、子どもの生涯を充実させるとともに、将来の市民社会の安定と発展のためにも必要なことです。

大人中心の暮らしや社会の価値を子どもの視点からも問い直し、子どもを支えていく社会をみんなで創り出します。

### 【事務局案】

「子どもの未来」を重点的に捉え、町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという考えのもと、前「町田市子どもマスタープラン」の基本理念「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を本計画の基本理念として継承します。

## 2 基本的な視点

子どもは一人の市民です。子どもも大人の市民と同様に、自分の意見を表明することができ、決定に参画する権利があります。子ども自らが考え行動し、他者と関わりながら成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもへの権利侵害がおきた場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

大人も子どもも相互理解を深めながら、市民として現在と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する親が多くなっています。

これまでは、親としての自覚や知識・技術を持っていることを前提に支援が組み立ててきましたが、現代の子育てには子どもが成長する時、親も新たな体験を積み重ね、ともに成長していく視点が必要です。

子育てスタート期を大切にし、その場のみの助け合いや連携に止まらず、地域での子育て仲間の形成や地域で支え合える土壌づくりをし、子どもも親も地域の人々もともに、成長し合うことが必要です。

子育ての主体は家族にあります。けれども、家族の中で解決できない時や行き詰まった時に、さりげなく相談に乗ってもらったりすることがとても大きな力になるものです。一方では、子育て観・生活観などの多様化により、子育て家族と地域との結びつきに難しさを感じる市民も多くなっています。

多様な地域社会と家族との関わり方に視点を当てた地域活動が柔軟に展開されて、子育ての支え合いのできる地域社会を創ることが必要です。

子どもに関わることは、子どもと大人が協働して取り組んでいくことが必要です。また、市民と行政は、行政がやるべきことと市民ができることの分担と協働を協議し、お互いに責任をもって事業を創り出していくことが大切です。

子どもと大人が協働することによって、当事者の視点が明確になりそれぞれの地域の実情にあった施策や活動の方向性が明らかになります。

---

### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

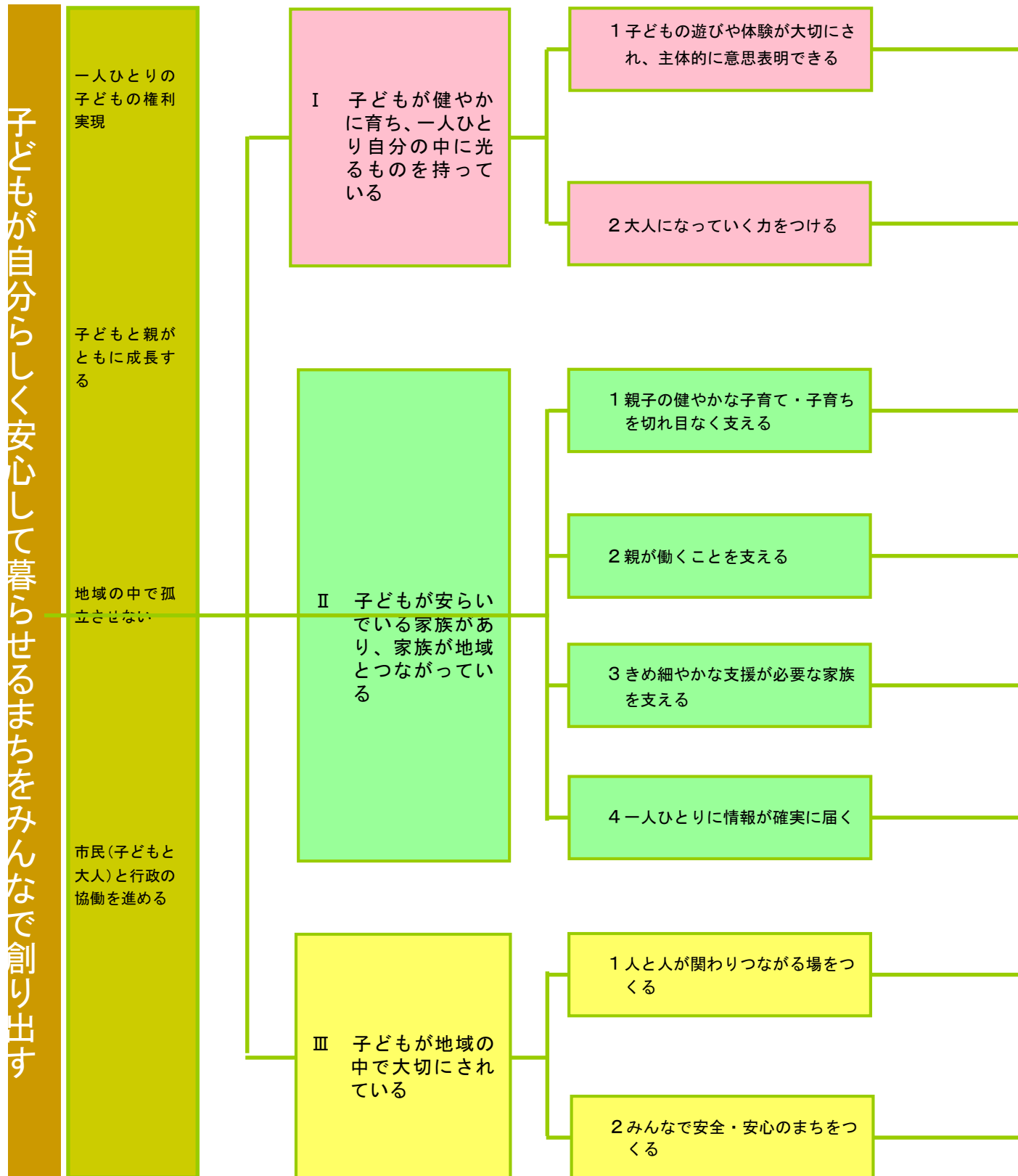


## 4 施策の体系

【基本理念/視点】

【基本目標】

【目指す姿】





【施策の方向】

(1) コミュニケーション能力を育てる

(2) 参加と意思表示の場や機会の確保

(3) 子どもの悩みに対処する体制の充実

(1) 幼児教育・保育の充実

(2) 学校教育の充実

(3) 思春期の子どもの心と体の健康教育

(4) 体験活動の充実

(1) 親スタート期を支える

(2) 子育て期を支える

(3) 男女共同の子育てを進める

(4) 親の悩みを支える

(1) 保育支援の充実

(2) サービスの質の向上と効果的・効率的な提供の充実

(1) 障害のある子どもと家族への支援

(2) ひとり親家族等への支援

(3) 外国籍家族への支援

(4) 被虐待児（DV家族児童を含む）と家族への支援

(1) 子どもと親への情報の確保

(1) 地域の人材育成と人材活用

(2) 地元事業所・商店の関わり

(3) 体験できる場の充実

(4) 交流できる場の充実

(5) 子どもセンター・地域子育て相談センターを中心とした地域づくり

(1) 子どもの安全・安心の確保

(2) 子育てしやすいまちづくり

---

---

## 第4章 施策の展開

---

---



## 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている



子どもは一人の市民として尊重される存在であり、権利主体として、あらゆることについて意見を表明することができます。しかし、大人は子どもを一人の独立した人格と見ていない傾向があり、子ども自身も自分がそうした権利を持っているという認識が薄いと思われます。そのため、子どもが多様な遊びや体験を通して、主体的な参加や意見表明できる力を育むとともに、大人も、子どもの声や悩みを聞き子どもの権利に関する認識を深めていく必要があります。

### 基本施策（１） コミュニケーション能力を育てる

#### 現状と課題

現代社会では、多様な考え方や行動が共存しています。子どもたちの健やかな育ちを進めていくためには、他者と協働するためのコミュニケーション能力などを育成することが求められます。

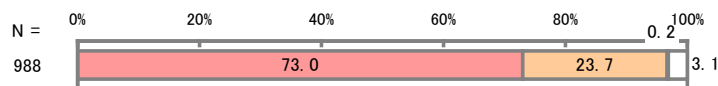
保護者に対するアンケート調査でも、子どものコミュニケーション能力については重要だと考える方が多い一方、充足度は平均値に近い結果でした。

町田市では、子ども同士、子どもと大人など交流を図る事業の推進とともに、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていく読書活動を推進してきました。

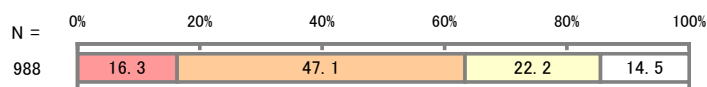
今後も、引き続き子どもが幅広い人間関係を形成することができる体験や交流の場など多様な機会づくりが必要です。

#### 調査結果

【子どものコミュニケーション能力の重要性（就学前児童保護者）】

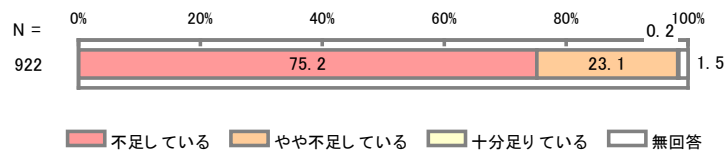


【子どものコミュニケーション能力の充足度（就学前児童保護者）】

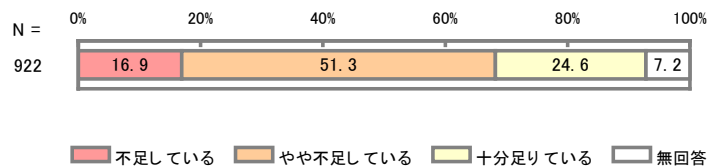


不足している   やや不足している   十分足りている   無回答

【子どものコミュニケーション能力の重要性（小学生保護者）】



【子どものコミュニケーション能力の充足度（小学生保護者）】



施策の方向性

多世代交流など、子どもが幅広い人間関係をつくり、意思疎通を図る力を育む場を確保するとともに、各種教室やプログラムについても周知方法や内容を見直し、充実を図っていきます。

また、併せてすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的にさまざまな活動ができるよう積極的に環境の整備を推進していきます。

主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業	キャンプやスポーツなど、さまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流し、コミュニケーション能力をはぐくむ場を提供します。					児童青少年課
指標	利用者満足度 (%)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	未実施	80%	83%	85%	88%	90%

取組	内容					担当課
ひなた村イベント事業	野外体験など集団活動を通じて、思いやりや協調性、コミュニケーション能力を育みます。					児童青少年課
指標	実施数 参加者数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

取組	内容					担当課
子どもの読書活動の推進	子どもの読書活動を推進するため、「自ら進んで本を読む子を育てる」を理念に、幼稚園・保育園・学校・子どもセンター等、ライフステージに合わせた取り組みをします。					図書館
指標	実施数 参加者数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

## その他の取組

取組	内容	担当課
高齢者と近隣保育園児等との交流	近隣保育所の園児達が各高齢者福祉センターへ来館し、歌やダンスや劇をセンター利用者の高齢者の方々に披露します。また、高齢者と園児達が一緒に手遊びやゲームを楽しみ、交流を図ります。	高齢者福祉課
学習事業	読み聞かせや年賀状、はがき作りなどを通じて、「言葉」や「コミュニケーション」を楽しむ活動をボランティアの協力を得て実施します。	図書館 (文学館)
図書館事業	読書や文学に親しみ、「言葉」に触れられる講演会や図書案内のブックリストの配布等のさまざまな取り組みを進めています。	図書館

## 「第三次町田市子ども読書活動推進計画」

### 基本理念

自ら進んで本を読む子を育てる

### 基本目標

基本理念を達成するために、3つの基本目標を定めました。

**基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り**

**基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り**

**基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成**

これらのことを通じて、子どもたちがかけがえのない本と出会い、生涯にわたって主体的に読書する習慣を身に付け、より深く豊かな人生を生きることができるよう、子どもの読書活動に関わるすべての人びとが全力を挙げて取り組むこととします。

## 基本施策（２） 参加と意見表明の場や機会の確保

### 現状と課題

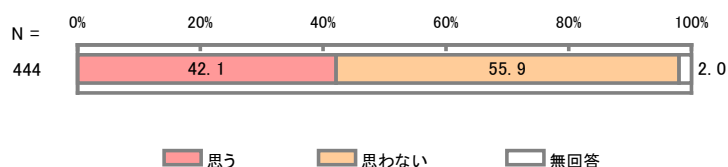
町田市では、「町田市子ども憲章」の精神を実践する場として「子ども委員会」を組織し、子どもたちが企画運営に参画する機会づくりに努めてきました。また、学校や地域でも、子どもが主体的に参加して活動が進められています。

しかし、子どもを対象とした事業のうち子どもが企画運営に参加した割合は減少傾向にあり、子どもたちの意向が十分に反映されているとは言い難い状況です。また、中高生へのアンケート調査では、町田市は子どもの意見や考えを聞いてまちづくりをすすめていると感じる中高生は42.1%と多くない状況です。

子どもたちが、自分たちのことについて、より主体的に関わることができるよう、参加や意見表明ができる場や機会を充実させるとともに、子どもの参画を促していくことが必要です。

### 調査結果

【子どもの意見や考えを聞いてまちづくりをすすめていると感じる中高生の割合】



### 施策の方向性

子どもが家庭・学校・地域で大人を信頼し、自由に意見を言うことができるよう、子どもの意見表明・参加の仕組みづくりや場の整備を進めます。

また、学校や地域における活動に子どもが企画運営から主体的に参加することを推進して行きます。

## 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業 (子ども委員会)	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します。					児童青少年課 (子どもセンター)
指標	委員数 (人)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	60	60	75	100	100	100

取組	内容					担当課
ひなた村イベント事業 (コンサート等)	市内の小学生～高校生の部活動の発表の場として開催している音楽会です。出演者自らが運営・進行を行うことにより自主性を育てるとともに、他校との演奏交流による相互成長を目的とします。					児童青少年課 (ひなた村)
指標	参加校数 (校)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	16	17	17	17	17	17

## その他の取組

取組	内容	担当課
各種作品発表、コンクール等	写真展示やバレエ・ピアノ、日本舞踊などさまざまなコンクールを開催し、発表の場を提供します。	文化振興課
展覧会関連事業	展覧会の内容を子どもたちが自発的に深く知るために実施します。	図書館 (文学館)
地球環境保全ポスター展	東京町田東ロータリークラブと協定を結び、環境問題に対する思いをあらわしたポスター作品を募集します。また、応募作品を展示した『地球環境保全ポスター展』を開催し、表彰式を実施します。	環境・自然共生課

## 基本施策（3） 子どもの悩みに対処する体制の充実

### 現状と課題

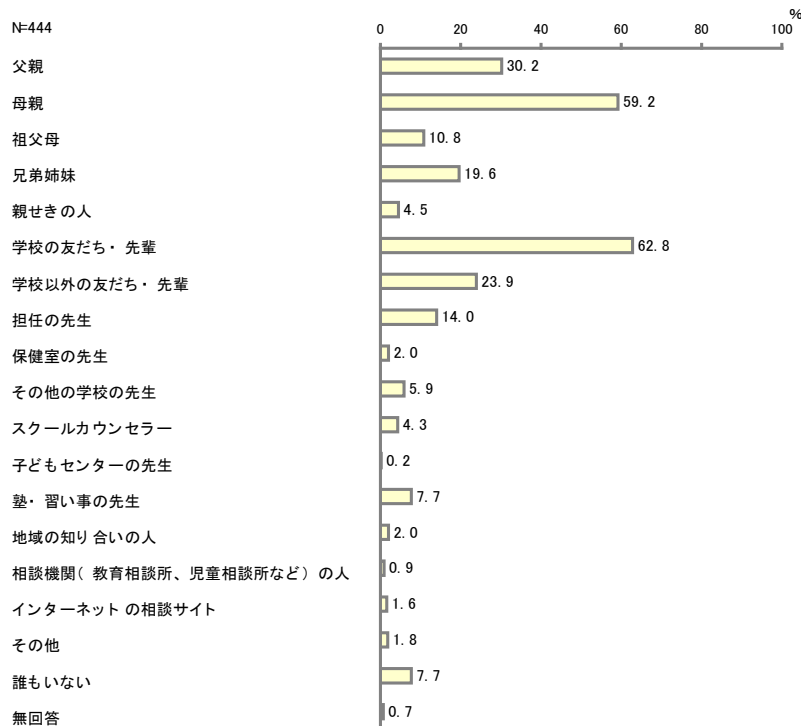
子どもの虐待やいじめについてはの発生は後を絶たず、必ずしも事態が改善しているとはいえません。

こうした権利侵害を受けた子どもは、そのことを相談できる相手がいなかったり、相談相手や相談機関があっても、実際に相談に踏み切るには、決心を必要とします。子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

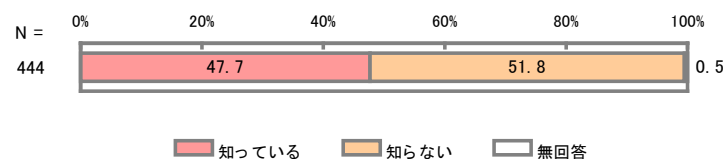
中高生に対するアンケート調査では、気軽に相談事や聞いてほしいことを話せる相手として「誰もいない」割合が7.7%、相談できるところをどこも「知らない」割合が51.8%となっており、相談できる相手がいない、できない子どももいることがうかがえ、今後子どもが相談しやすい仕組みづくりが一層求められます。

### 調査結果

【気軽に相談事や聞いてほしいことを話せる相手】



【相談できる相手の有無】





## 子どもの意識調査

計画を策定するにあたり、実際に子どもたちの生の声を聞くため、子どもセンターの子ども委員会にご協力いただきました。子どもが日頃感じていることや意見が数多く出ました。それぞれの施策に関する子どもたちの「声」を掲載します。

### 調査概要

#### 子どもセンターばあん

開催日 2015年10月10日

参加者 11人

小学3年生 2人

小学6年生 2人

中学1年生 2人

中学2年生 5人

#### 子どもセンターつるっこ

開催日 2015年9月12・19日

参加者 8人

小学3年生 1人

小学4年生 3人

小学6年生 1人

中学3年生 2人

高校1年生 1人

#### 子どもセンターばお

開催日 2015年9月5日

参加者 6人

小学6年生 6人

#### 子どもセンターただON

開催日 2015年10月3日

参加者 12人

小学4年生 6人

小学5・6年生 4人

中学1年生 2人

#### 子どもセンター町田地区（予定）

開催日 2015年9月27日

参加者 8人

小学5年生 2人

小学6年生 1人

中学1年生 1人

中学3年生 1人

高校1年生 3人

子ども委員会とは、...

## 子ども委員会の声

① みなさんはどんな悩みがありますか？

- ・お金がない
- ・勉強ができない。ついていけない
- ・家族について
- ・恋愛・恋人について
- ・先生について
- ・友だち関係
- ・それぞれに合った授業をしたい
- ・健康、体型

② その悩みを相談する先はありますか？

実際に相談したいときに困ったことはありますか？

- ・友だち
- ・親
- ・先生
- ・兄弟
- ・親戚
- ・他の人がいて言えないことがある
- ・地域の人
- ・遊びながら友達に相談したいが、遊ぶ場が少なくなっている。増やしてほしい。

③ 今後、どうすればより相談しやすくなりますか？

- ・差別をやめよう
- ・みんなと仲良くする
- ・口の堅い人を増やす
- ・子どもセンターの職員が相談にのってくれる場所になってほしい
- ・子どもセンターの職員といつでも連絡が取れるようになる
- ・信頼関係をきずく
- ・センターの人とたくさん話す

## 施策の方向性

子どもの悩みを受け止める相談の場の充実を図るとともに、ともに解決に導く機能を充実させ、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、心身の健やかな成長を支援していきます。


## 主な取組

取組	内容					担当課
教育相談	来所相談、電話による相談、出張相談の3つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関する事、学習に関する事、生活面に関する事、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。					教育センター
指標	利用者の満足度 (%)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	68%	73%	73%	75%	78%	80%

取組	内容					担当課
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。					子ども家庭支援センター
指標	相談件数 (件)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	2089	2310	2541	2795	3074	3381

## その他の取組

取組	内容	担当課
こころの相談	心の相談やアルコール・薬物・ひきこもり等の相談に保健師が対応します。	保健予防課
e-ラーニング	不登校児童・生徒がパソコンを通じて、桜美林大学が開設する学習支援サイト「学びの広場」にアクセスし、小学校1年生から中学校3年生までの各自の学習したい教科、内容を自主学習できるようにサポートします。	教育センター



子どもは、その成長段階に応じて、役割や責任を果たすことによって、社会を作り上げる一員としての自覚を持っていきます。教育の場や地域でのさまざまな体験や多世代との関わりを積み重ね、人の個性や多様性を認め合い、ともに力を合わせて問題や目標に立ち向かっていくことを学べるよう働きかけるとともに、子どもが持っている伸びる力を支援していきます。

## 基本施策（１） 幼児教育・保育の充実

---

### 現状と課題

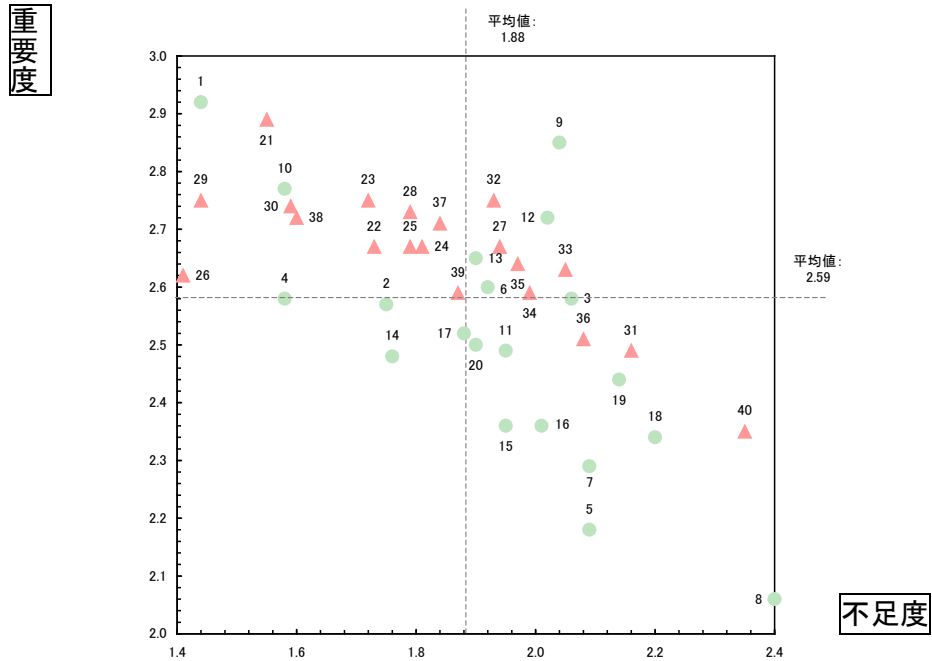
乳児期は人間への基本的信頼の感情を育てていく基礎となる愛着関係等を形成し、幼児期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

そこで、保護者のニーズに即した幼稚園や認定こども園、保育所等施設の質の向上や地域における多様な子育て支援事業の拡充などが求められています。

町田市では、「町田市子ども・子育て支援事業計画」において、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援について質の向上を進めていきます。

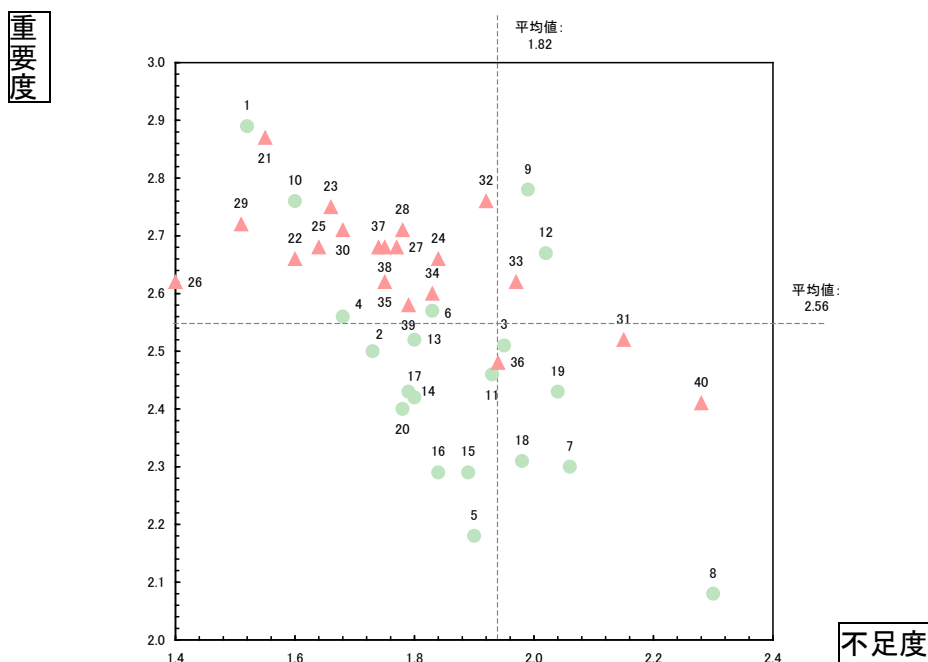
## 調査結果

【重要度と不足度の相関関係（就学前児童保護者）】



No	● 外的資産	不足度	重要度	No	▲ 内的資産	不足度	重要度
1	家族の支援	1.44	2.92	21	思いやり	1.55	2.89
2	他の大人の援助	1.75	2.57	22	社会的正義感	1.73	2.67
3	子どものことを気にかけてくれる地域社会	2.06	2.58	23	誠実さ	1.72	2.75
4	親身を気遣う学校	1.58	2.58	24	責任感	1.81	2.67
5	保護者の地域活動への協力	2.09	2.18	25	健全な日常生活	1.79	2.67
6	地域社会への承認	1.92	2.60	26	所属感	1.41	2.62
7	子どもの社会的役割	2.09	2.29	27	自己統制力	1.94	2.67
8	奉仕活動	2.40	2.06	28	自己肯定	1.79	2.73
9	安全・安心な環境	2.04	2.85	29	人生の目的	1.44	2.75
10	家庭の規範	1.58	2.77	30	将来への希望	1.59	2.74
11	家庭外の規範	1.95	2.49	31	計画性と決断力	2.16	2.49
12	大人の規範としての役割	2.02	2.72	32	コミュニケーション能力	1.93	2.75
13	仲間との交流	1.90	2.65	33	抵抗力	2.05	2.63
14	年齢にふさわしい発達への期待	1.76	2.48	34	争いの平和的解決	1.99	2.59
15	創造活動	1.95	2.36	35	人権の理解	1.97	2.64
16	家庭外活動	2.01	2.36	36	自己情報を管理する力	2.08	2.51
17	自然や生命とのふれあい	1.88	2.52	37	達成へ動機付け	1.84	2.71
18	職業との出会い	2.20	2.34	38	学びへの意欲	1.60	2.72
19	消費活動	2.14	2.44	39	宿題や課題への挑戦	1.87	2.59
20	健康活動	1.90	2.50	40	読書の喜び	2.35	2.35

【重要度と不足度の相関関係（小学生児童保護者）】



No	● 外的資産	不足度	重要度	No	▲ 内的資産	不足度	重要度
1	家族の支援	1.52	2.89	21	思いやり	1.55	2.87
2	他の大人の援助	1.73	2.50	22	社会的正義感	1.60	2.66
3	子どものことを気にかけてくれる地域社会	1.95	2.51	23	誠実さ	1.66	2.75
4	親身を気遣う学校	1.68	2.56	24	責任感	1.84	2.66
5	保護者の地域活動への協力	1.90	2.18	25	健全な日常生活	1.64	2.68
6	地域社会への承認	1.83	2.57	26	所属感	1.40	2.62
7	子どもの社会的役割	2.06	2.30	27	自己統制力	1.77	2.68
8	奉仕活動	2.30	2.08	28	自己肯定	1.78	2.71
9	安全・安心な環境	1.99	2.78	29	人生の目的	1.51	2.72
10	家庭の規範	1.60	2.76	30	将来への希望	1.68	2.71
11	家庭外の規範	1.93	2.46	31	計画性と決断力	2.15	2.52
12	大人の規範としての役割	2.02	2.67	32	コミュニケーション能力	1.92	2.76
13	仲間との交流	1.80	2.52	33	抵抗力	1.97	2.62
14	年齢にふさわしい発達への期待	1.79	2.43	34	争いの平和的解決	1.83	2.60
15	創造活動	1.89	2.29	35	人権の理解	1.75	2.62
16	家庭外活動	1.84	2.29	36	自己情報を管理する力	1.94	2.48
17	自然や生命とのふれあい	1.80	2.42	37	達成へ動機付け	1.74	2.68
18	職業との出会い	1.98	2.31	38	学びへの意欲	1.75	2.68
19	消費活動	2.04	2.43	39	宿題や課題への挑戦	1.79	2.58
20	健康活動	1.78	2.40	40	読書の喜び	2.28	2.41

## 施策の方向性

生涯にわたる人格形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、教育・保育施設において、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に努めます。

## 主な取組

取組	内容					担当課
職員のスキルアップ研修	学校教育・保育施設協会に対し、研修会実施費用を補助することで、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。					保育・幼稚園課
指標	実施回数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

取組	内容					担当課
すみれ教室の地域支援	幼稚園・保育園等に対する専門的な力量を向上させるため、研修及び助言を行います。					すみれ教室
指標	実施回数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	19	45	50	55	60	65

## その他の取組

取組	内容	担当課
資源とごみの出前講座 (幼稚園・保育所)	申し込みのあった園に職員が出向き、幼児にもわかりやすく楽しく、物を大切に作る心や分別の大切さを学ぶ講座を実施します。	3R推進課

## 基本施策（２） 学校教育の充実

---

### 現状と課題

子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、お互いの人格を尊重するとともに、社会の一員として自覚を持って地域に関われる人間に育つためには、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

町田市では、「学力向上推進事業」と「小中一貫（連携）教育推進事業」の2つの事業を軸とした取組を実施しています。学力向上では、子どもたちの思考力・判断力・表現力を高める取組の充実を図っています。また、小中一貫教育では、規範意識やコミュニケーション能力を高めながら、心身ともに健康で、進んで社会に関わろうとする子どもたちを育てています。

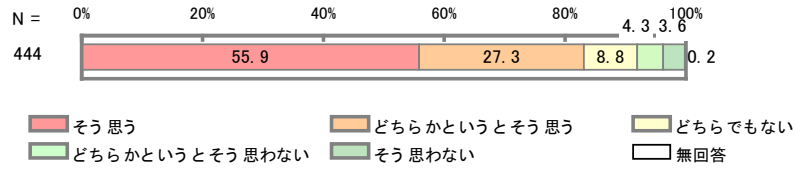
しかし、中高生へのアンケートでは、「苦手な教科の授業があるから」「友だちとうまくいかないから」などの理由で、7.9%の子どもが「学校生活について楽しいと思わない」「どちらかというと思わない」と回答しています。

子どもたちがよく分かる授業の充実、お互いを認め合えるような人間関係の形成など、更なる学校教育の充実が求められます。

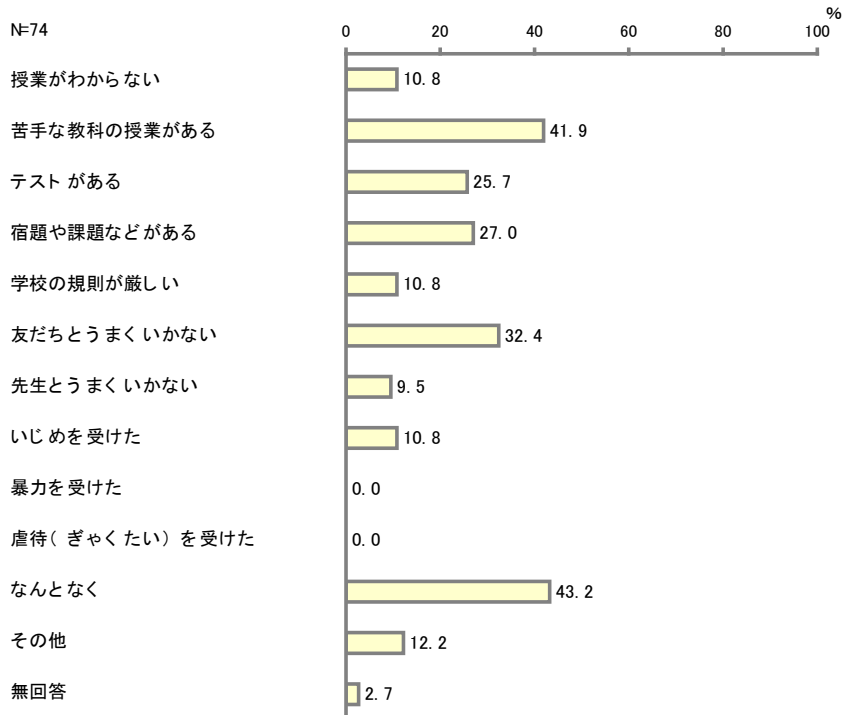


## 調査結果

【学校が楽しいと感じる中高生の割合】



【学校が楽しい思わない理由（中高生の割合）】



## 施策の方向性

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、町田市の特徴を生かした教育を推進します。

また、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校生活への円滑な移行をめざした共通の見通しが持てるよう、教育・保育施設とすみれ教室、小学校の連携を強化します。

## 主な取組

取組		内容					担当課
学力向上推進プランの策定及び推進		国や東京都の学力調査の結果などから、小・中学校の児童・生徒の学力状況を多面的に分析し、小・中学校全体で学力向上推進プランを策定及び推進します。					指導課
指標	策定・推進						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	第1次学力向上推進プランの策定	推進	第2次学力向上推進プランの策定	推進	第3次学力向上推進プランの策定	推進	

取組		内容					担当課
小中一貫教育・町田っ子カリキュラム		教育委員会では、2008年度から市立全小・中学校を町田市独自の重点カリキュラムでつなげる全市型の小中一貫「町田っ子カリキュラム」と、地域ごとに課題を明確化し、共有しながら、その解決に向けて小・中学校が連携して指導を図る地域型の「小中一貫指導推進校」のふたつの取り組みを軸とした「小中一貫教育」を実施しています。「町田っ子カリキュラム」は、規範意識やコミュニケーション能力を高めながら、働くことや学ぶことの大切さを実感し、心身ともに健康で、進んで社会に関わろうとする子どもたちを育てていくことを目標にしています。また、小・中学校全校で、小中一貫教育（規範教育、英語教育、キャリア教育、食育）カリキュラムにより、授業を実施します。					指導課
指標	カリキュラムの検証及び改善の実施						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	カリキュラムの検証及び改善の実施	—————→					

## その他の取組

取組	内容	担当課
小学校1年学級への生活指導補助者派遣	小学校1年学級への生活指導補助者派遣 小学校1年生の学級で、児童が規律ある学校生活にスムーズに適応できるように補助を行います。	指導課
小学校適応指導教室「けやき教室」中学校適応指導教室「くすのき教室」	公立小・中学校に在籍する不登校および不登校の傾向にある児童・生徒に対して、学校復帰の指導および援助を目的として、事業を実施します。	教育センター
君も縄文人になろう！	公立小学校の6年生の授業の一環として、火おこし・弓矢体験、市内で出土した縄文土器の学習など縄文時代の体験学習を行います。	児童青少年課 (ひなた村)
「種をまこう」の冊子配布	人権について考えるための冊子を、市内の中学校に配布します。	地域福祉部福祉総務課
「子どもの人権SOSミニレター」の配布	子どもたちの悩みを把握し、人権問題の解決を図るため、ミニレターを配布します。	地域福祉部福祉総務課
動物愛護啓発パンフレット「ほんとうに飼えるかな？」配布	学校教育の場で、動物の愛護や適正飼育の普及啓発のための教材として、パンフレットを配布します。	生活衛生課
納税活動推進事業	まちな納税貯蓄組合連合会の活動を推進する一助として、町田市内中学校3年生を対象に同連合会が実施している中学生の税の作文について、租税教育の一環として町田市も協力します。	財務部納税課
「種をまこう」の冊子配布	人権について考えるための冊子を、市内の中学校に配布します。	地域福祉部福祉総務課
選挙出前講座	将来の有権者である児童・生徒を対象に、授業・模擬投票等を通じて選挙の意義や重要性などの理解を深めてもらうことを目的に「選挙出前講座」を実施します。	選挙管理委員会事務局

## 「町田市教育プラン」

町田市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神を基盤とし、町田市子ども憲章の趣旨を踏まえて、教育目標及び基本方針を定めています。

教育目標は、町田市教育委員会が育てようとする人間像と目指すべき社会を表すものです。

基本方針は、教育目標を実現するための施策の指針であり、以下の4つを掲げています。

### **教育目標**

町田市教育委員会は、子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

### **基本方針1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成**

次代を担う子どもたちの、生涯にわたって学び続ける意欲を高め、健やかな精神、豊かな心、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きていく力をはぐくみます。

### **基本方針2 学校の教育力の向上**

さまざまな教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために、教師の指導力を高め、教育環境の充実・整備を進めます。

### **基本方針3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進**

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した教育の取組を推進し、子どもたちの健全育成や安全の確保を進めます。

### **基本方針4 生涯学習の推進**

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続け、支え合うことができる社会を目指し、学習の機会や場の充実、環境の整備を進めます。

## 基本施策（3） 思春期の子どもの心と身体健康教育

---

### 現状と課題

子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。

これら、思春期のこころの問題は、心身症、不登校、引きこもり、摂食障害などのさまざまな形で現れ、成人期への大きな問題に発展しかねないため、主要な課題として位置づけ、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、食生活においては、朝食をとらない、偏食をするなどの食生活の乱れや孤食の増加など、子どもたちの健やかな心身の発達を妨げるようなさまざまな問題が発生しています。

町田市では、子ども自身が食の大切さを理解し、規則正しい食生活を送って、健康な心身と豊かな人間性をはぐくむことができるよう、2008年に小中一貫町田っ子カリキュラム「食育」を定め、推進してきました。今後も子どもたちが、よりよい食生活や生活習慣を身に付けるため、これらの取組を継続、充実させていく必要があります。

### 施策の方向性

学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

思春期の子どもたちに対して、痩身志向による必要のないダイエットの健康に対する影響など、自分の世代の心や身体についての正しい知識の普及と理解の促進を徹底し、好ましい人間関係の育成や健康増進を支援していきます。

また、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、摂食障害などの思春期のこころの問題について、学校、地域、家庭の連携により、対応を図っていきます。

## 主な取組

取組	内容					担当課
学校給食	栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食習慣を身につけることにより、好ましい人間関係の育成や健康増進を目的に、学校給食を実施します。小学校全校は自校調理方式です。中学校は希望制で、弁当併用外注方式を採用しています。					保健給食課
指標	食育計画参照					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

取組	内容					担当課
思春期精神保健相談 (保健師)(専門医相談)	不登校、ひきこもり、家庭内暴力、摂食障害などの思春期のこころの問題について、保健師による相談を行います。また、月1回の思春期専門医による相談を行います。					保健予防課
指標	相談件数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

## その他の取組

取組	内容	担当課
夏休み子ども食育教室	世界に一つしかない自分だけのお箸を作るとともに、お箸の正しい持ち方やマナー、文化などについて学びます。	市民協働推進課 消費生活センター

## 「町田市食育推進計画」

町田市の農業や商業などの地域特性や食をめぐる現状を踏まえ、食育の目指す姿を、以下のとおりとします。

### 「食の「わ」で育むまちだの未来」

～感謝を持って食をたのしみ、食を通じて人や地域とのつながりが持てるまち～

ひらがなで表現した「わ」は、「環」「輪」「和」を意味します。自然のなかで育まれた食べ物は、私たちの体の中や、生きる力につながっており、それは次の世代へもつながっていることを示す「環」。食に関係する全ての人々、つまり市民一人ひとりが主役となり、協力、連携しながら支え合う「輪」。また、和食の良さを見直し、和やかに食すことを示す「和」。これらの「わ」によって「まちだの未来」を育んでいきます。

#### 基本目標 1 安全で望ましい食生活をおくる

市民が食に関心を持ち、健康状況やライフスタイルなど個々に合った情報を取得し、栄養バランスに配慮した食生活の実践や自ら判断して食品を選択できる能力を身につけることなどにより、安全で望ましい食生活を送ることを目指します。

#### 基本目標 2 食を通じて家族や地域とつながる

市民が、家族等との共食により、正しい食習慣や食事のマナーを身に付け、食べ物を大切にする心を醸成することを目指します。また、日本型食生活や伝統行事を伴う行辞職といった食文化の伝承などを通じ、家族や地域とつながることを目指します。

#### 基本目標 3 地域の恵みに感謝して食をたのしむ

農業や商業などの地域特性を活かした地産地消の推進や食の環境整備を行うことで、市民が地域の恵みに感謝して食を楽しむことを目指します。

## 「町田市保健医療計画」

### 基本理念

町田市は、予防医療の推進、医療相談体制の充実や健康に暮らせるまちづくりなどの取り組みを進めます。また、感染症や食の安全などに強いまちを目指し、すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心して希望を持って生活できるよう、基本理念として“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を掲げます。

### 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、この計画を推進します。

#### 基本目標1. 健康づくりの推進

「健康増進」の視点から、子どもから高齢者までのライフステージに応じた、健康的な生活習慣の普及への取り組みを展開するほか、市が行う健康診断や各種相談事業などの保健サービスを充実させることにより、市民一人ひとりが行う健康づくりを支援していきます。

また、個人の健康づくり活動や地域での取り組みの連携が促進されて、活動の輪が広がっていくことで、「健康のまち」を目指します。

#### 基本目標2. 市民が安心して医療サービスを利用できる体制の強化

安心な暮らしを支える医療資源には限りがあります。そのため、市民、病院、診療所、薬局などが、相互の役割について理解を深めた上で、効果的な連携を図っていくことが必要です。特に、救急医療や休日・夜間診療などの維持には市が環境を整備するとともに、関係機関・団体がそれぞれの責任を果たしていくことに加えて、市民がルールを守って利用することが重要です。また、市は、地域の保健医療を支える人材の育成についても役割を担っていきます。

#### 基本目標3. 健康危機に強い生活安全のまちの構築

食中毒や感染症など、生活の身近なところに存在するさまざまな健康被害を回避して、市民の健康を守るとともに、健康被害の発生時には、迅速・適切な対応で、その拡大を防止します。また、万が一、感染症の大流行や大災害など健康危機事象が発生した場合にも備えて、体制を強化し、市民生活の安全を確保していきます。



## 基本施策（４） 体験活動の充実

---

### 現状と課題

生命を尊び、相手を思いあう心は、さまざまな遊びや経験を通して育まれていくものであり、豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

これまで、子どもがさまざまな活動に参加し、多くの体験を得ることができるよう多様な教室や講座を展開してきましたが、市民意識調査によると、子どもが野外体験やボランティアの活動に参加した割合は減少傾向にあります。

今後は、周知の方法や、新しい企画の検討など体験活動への参加を推進して行くことが必要です。

### 子ども委員会の声

①今度、どんな体験がしたいですか？

- ・船に乗りたい
- ・料理
- ・町田市全体でゴミ拾い
- ・子どもセンターに泊まってみたい
- ・子ども用のスカイダイビングをしてみたい
- ・子ども企画だけのお祭りをしたい
- ・職場体験を複数回したい
- ・大人の方の仕事をしている姿を見たい
- ・海外研修に行き、知らない世界を見たい

②みなさんの周りの子どもたちも体験活動に参加し、楽しんでいますか？

- ・介護施設でのボランティア（子ども自身で施設にお願いしたとのこと）
- ・募金活動を手伝っていた
- ・地域の夏祭りなどではたくさんの方が参加している

③みんなに体験活動を楽しんでもらうためにはどんな必要がありますか？

- ・宣伝（チラシ、ポスターなど）
- ・みんなの前で披露する
- ・クチコミで人を集める
- ・広い年代の人が楽しめるものを用意する

- ・ 地域の人に宣伝する
- ・ 体験活動の情報（誰でも参加していいのか、どんなことをするのか）がわかりにくいので、これらの改善が必要
- ・ 体験活動の人数枠を増やす

### 施策の方向性

児童・生徒が学校以外の場で、さまざまな文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然との触れ合いなど、さまざまな体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。

### 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業	調理、陶芸、工作、中高生ライブなど、さまざまな体験活動を実施します。					児童青少年課
指標	参加者数 実施数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

取組	内容					担当課
ひなた創作教室事業	工作教室や野外体験など、さまざまな体験活動を実施します。					児童青少年課
指標	実施数（回）・参加者数（人）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	104・2,002	125・2,100	125・2,100	125・2,100	125・2,100	125・2,100

取組	内容					担当課
大地沢青少年センター事業	子どもや親子で参加できる工作やハイキング、陶芸教室などさまざまな体験活動を実施します。また、川上村での林業・農業体験、宿泊事業なども実施します。					大地沢青少年センター
指標	満足度（％）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	76	77	78	79	80	80

## その他の取組

取組	内容	担当課
生涯学習センター事業	芸術鑑賞や工作、調理などさまざまな体験事業を実施します。	生涯学習センター
環境学習	工作などを通じて、リデュース、リユース、リサイクル（3R）の大切さ学ぶ環境学習を実施します。	3R推進課
各種講座・体験教室	親子工作教室や自由研究講座、収穫体験、調理などを実施し、さまざまな体験できる教室を実施します。	市民協働推進課 産業観光課
「人権の花」運動	協力し合って花を栽培することにより、人権の大切さに気づき、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施します。	地域福祉部福祉 総務課
小学生スクール	小学生の水泳初心者を対象に、水に慣れるところから浮き身、キック、4種目の完泳を目指し、実施します。	スポーツ振興課
ジュニアテニスクリニック	基礎運動能力の向上から、テニスの基礎、試合を楽しむまでレベル別クラスを設定し実施します。	スポーツ振興課
キッズダンス	音楽に合わせて身体を動かしリズム感・柔軟性・体力の向上を図るダンス教室を実施します。	スポーツ振興課
子ども俳句教室 春・秋	日本の伝統文化である俳句に親しんでもらうために実施します。	図書館（文学館）
体操教室	体操器具やボール・フープなどを使いながら、子どもの発達特性に応じた運動を体験させることにより、身体を動かす事の楽しさを覚えさせる。さらに、集団での運動遊びを通じて、集団行動の大切さを学びます。	スポーツ振興課
親子で楽しむ茶会	「町田市民文化祭～秋の催し～」内で、経験のない方でも茶道を学ぶことができ、伝統文化に触れられる機会を提供します。	文化振興課
小学校音楽鑑賞教室	音楽の授業の一環として3日間6回、小学校6年生の児童を対象にプロのオーケストラの演奏を鑑賞します。	指導課
自然体験	植樹やたけのこほり、米作りなど自然体験を実施します。	北部丘陵整備課

---

## 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

---

子どもたち一人ひとりが人間としてかけがえのない存在であることを実感しながら、家族に生まれ、家庭や社会の一員として人との関係を築くことができるようになるためには、身近な大人との関係で安心できることが第一歩となります。そして、大人も子どもとともに育ち合うことが重要です。

家庭の状況がさまざまに多様化してきている中、妊娠・出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保や育児不安の解消を図る相談・支援体制の更なる充実が求められています。

これら、相談支援体制の充実や保育環境の整備、育児支援事業の推進等により、子どもの心豊かな成長と親になる力を身につけるための切れ目のない支援を目指します。

### 基本施策（１） 親スタート期を支える

---

#### 現状と課題

家庭の養育力が低下するなか、親が愛情と自信と責任をもって子育てをしていくためには、「親育ち」への支援が求められています。

町田市の、妊婦健康診査は高い受診率を維持しており、母子保健訪問指導事業などによる母子の健康確保や育児不安の解消を図る相談・支援体制は充実しています。

しかし、妊娠期からの支援を更に推進していくため、相談への適切な対応が図られる体制の充実が必要です。

#### 施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。

また、親のスタート期である妊娠・出産から育児まで子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談・支援を受けられる切れ目のない支援体制の充実を図ります。

## 主な取組

取組		内容				担当課
★利用者支援事業 (出産・子育て応援事業)		全ての子育て家庭に対して、妊娠期から市の専門職が関わり、子育て期まで切れ目なく支援を行います。 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を要する者に対して支援プランを作成し、効果検証を行い、就学前まで支援します。また、関係機関と連携し、出産後も子育てに係る施設や事業等の情報を提供し、支援を継続します。				保育・幼稚園課  子育て推進課  保健予防課
指標	実施					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		特定型	基本型 母子保健型			

※利用者支援事業には3つの型があります。

特定型：市の窓口で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の情報を提供します。

基本型：地域子育て相談センターの機能を活かし、利用者に対し地域の子育て支援に係る施設や事業等の情報を提供し、また利用者がより良い選択ができるようにアドバイスなどを行います。

母子保健型：全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。

また、支援を要する者に対して支援プランを作成し、効果検証を行い、就学前まで支援します。

※基本型については、2015年度から取り組んでいますが、本格的には2016年度からスタートします。

※★は「町田市子ども・子育て支援事業計画」に記載されている事業です。

取組		内容				担当課
育児支援ヘルパー事業		出産後育児、家事等の援助を必要とする母に対し、ヘルパーを派遣することにより、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。				子ども家庭支援センター
指標	利用者数(世帯)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	67	147	153	159	165	171

取組		内容				担当課
両親学級 ※		初めての子どもを妊娠・出産し子育てを始めるにあたり、父親が母親の育児支援ができるように、父親の参加を促します。				保健予防課
指標	父親の参加人数(人)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	281	300	320	340	360	380

※2015年度に「母親学級」から「両親学級」に名称変更。現状値は「母親学級」の実績

## その他の取組

取組	内容	担当課
★妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施します。	保健予防課
★こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	保健予防課
母子健康手帳	妊娠・出産・各種健康診査・予防接種を記録し健康の保持増進を図ります。	保健予防課
妊婦に対する医療費助成	対象となる疾病により入院治療された方への医療費を助成します。	保健予防課
プレママ&新米ママ向け 「あかちゃん布絵本の作り 方教室」	産前・産後の女性は社会とのつながりが薄く、育児において孤立感を感じやすいため、布絵本作りという連続講座を設定し、同じ立場の女性同士で悩みや不安を共有し、子育てに関する情報交換や交流の場を提供します。また、保育を利用して、子どもと離れ、自分の時間を持つことで、育児ノイローゼやうつ予防の推進を図ります。	市民協働推進課 男女平等推進センター
プレママクッキング	妊娠中の健康管理・正しい食生活の支援を行い、母子の健康増進を図ります。	保健予防課
子どもセンター事業 (子育てスタート期の支援)	妊婦と新生児を持つ保護者の交流を楽しむとともに、出産後のイメージをもつこと、育児不安を緩和することを目的に、スタイづくりやおもちゃ作り、講座などを実施します。	児童青少年課
出産育児一時金事業	国民健康保険被保険者が出産した際に、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
国民健康保険出産費資金貸付	出産育児一時金が支給されるまでの間、出産費用を無利子で貸し付ける制度です。	保険年金課

関連計画：町田市保健医療計画 P 42

## 基本施策（２） 子育て期を支える

### 現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、子育ての孤立から育児不安に陥ることが懸念され、子ども家庭支援センターの相談件数も増加しています。

今後、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、庁内各部署や関係団体とさらに連携し、親子の居場所づくりや相談に來られない人へのフォローも含めた支援体制を充実させる必要があります。

### 施策の方向性

子育てや家庭教育について、地域の中の身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、あらゆる相談が的確に速く対応できるように体制の充実に努めます。

また、出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場や親子の居場所を提供し、いきいきと自信を持って子育てができるよう、親育ちへの取り組みを推進します。

### 主な取組

取組		内容					担当課
親支援プログラム事業		子育て中の保護者向けの連続 6 回の講座を実施することで、保護者の養育力の向上を図り、保護者同士の交流の機会を提供します。毎年、新たな参加者を募り、支援を広げていきます。					子育て推進課
指標	参加者数（人）						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	27	36	36	36	36	36	

取組		内容					担当課
家庭教育支援事業		子育てをしている親が、家庭教育や子育てに関する不安を解消するとともに、子育てを通じた仲間作づくりにつなげられるよう、さまざまな学習の機会を提供します。					生涯学習センター
指標	実施回数						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	

取組		内容					担当課
各種乳幼児健康診査		各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。					保健所
指標	受診率						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	93.2%	100%	100%	100%	100%	100%	

## その他の取組

取組	内容	担当課
★利用者支援事業 (再掲)	全ての子育て家庭に対して、妊娠期から市の専門職が関わり、子育て期まで切れ目なく支援を行います。 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を要する者に対して支援プランを作成し、効果検証を行い、就学前まで支援します。 また、関係機関と連携し、出産後も子育てに係る施設や事業等の情報を提供し、支援を継続します。	子育て推進課
★マイ保育園登録事業	在宅子育て家庭を対象に、近隣の公私立保育園を登録してもらい「マイ保育園(かかりつけ窓口)」として気軽に相談したり子どもの身長体重を測定してもらいます。また、マイ保育園から定期的に登録者へ子育て情報を送付します。	子育て推進課
★子育てひろば事業	乳幼児親子に居場所を提供します。また、プログラムサービスを行い、子育ての楽しさを実感し、利用者同士の交流を深めることも目的とします。	子育て推進課
★養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども家庭支援センター
★ショートステイ・トワイライトステイ	保護者の疾病等の理由により当該児童を養育することが一時的に困難な場合に、短期的に当該児童を養育します。	子ども家庭支援センター
子どもとその家庭からの総合相談(再掲)	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	子ども家庭支援センター
学童保育クラブ親子遊び	学童保育クラブを開放し、乳幼児親子に居場所を提供します。また、プログラムサービスを行い、子育ての楽しさを実感し、利用者同士の交流を深めることも目的とします。	児童青少年課
予防接種	乳幼児の疾病の予防・まん延防止のため、予防接種・助成を行います。	保健予防課
妊婦・乳幼児精密健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。	保健予防課
離乳食・幼児食講習会 健康教育・乳幼児栄養食品支給	母子の健康増進を図るために行います。	保健予防課
虫歯予防教室	虫歯予防の関心を高めるために行いました。	保健予防課



取組	内容	担当課
食育講演会、各種親子教室	子育てに関するさまざまな講演会や親子の体験教室を実施します。	市民協働推進課
親子体操教室	体操を通じ親子のスキンシップを深めると共に、同じ年頃の子どもを持つ親同士のコミュニケーションを図る。	スポーツ振興課

※★は「町田市子ども・子育て支援事業計画」に記載されている事業です。

## 基本施策（3） 男女共同の子育てを進める

### 現状と課題

喜びや楽しみをもって子育てするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児をともに担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。

しかし、保護者に対するアンケート調査によると、子どもの身の回りの世話などを主に行っている人が、「母親」の割合は8割となっており、依然として女性が家事・育児を担う状況がうかがえます。

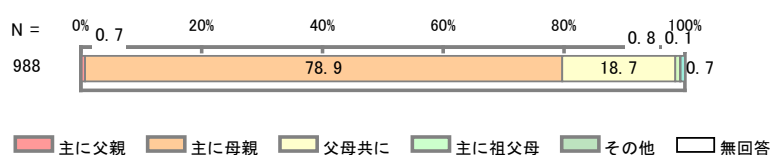
家庭内における男女の役割分担については、ワーク・ライフ・バランスや家庭における男女共同参画のさらなる推進に向けた取り組みが必要です。

### 施策の方向性

男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家庭への参画が少なかった男性が積極的に関わり、ともに子育てを担うよう推進して行きます。また、併せて仕事と家庭の両立推進企業の表彰等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

### 調査結果

【子どもの身の回りの世話などを主に行っている人の割合（就学前児童保護者）】



### 主な取組

取組	内容	担当課				
子どもセンター事業	父親向けの育児講座等、子育てを楽しみながら育児参加を促します。	児童青少年課				
指標	実施回数 (回)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	2	6	8	16	16	24

## その他の取組

取組	内容	担当課
就職支援セミナー	働きたいと考えている女性たちに、就職に向けて一步を踏み出すための意識付けの場です。	市民協働推進課 男女平等推進センター
仕事と家庭の両立推進企業の表彰	仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）推進に積極的に取り組む、市内の企業・事業所を表彰します。	市民協働推進課 男女平等推進センター

## 「男女平等推進計画」

### 基本理念

#### 「男女平等参画社会の形成をめざして」

人権は人類が共有する普遍的な価値であり、男女平等参画社会を形成する上で、最も基本となるものです。

「町田市男女平等推進計画」は、男女がその基本的人権を尊重し合い、自らの意思によってあらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益をともに享受することができ、かつ、ともに責任を担っていくことのできる、「男女平等参画社会」の形成をめざして策定するものです。

2001年（平成13年）に行われた「男女平等参画都市宣言」に基づき、これまでの行動計画の成果を継承しつつ各種の施策を充実し、市民一人ひとりの生き方に沿った男女平等参画社会の実現をめざします。

#### 基本目標Ⅰ 男女平等参画のための社会づくり

#### 基本目標Ⅱ 人権の尊重と生涯にわたる健康支援

#### 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

### 男女平等参画都市宣言

わたしたちは、男女が平等で、一人ひとりの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮し、自立して生きる社会をめざします。21世紀を迎え、町田市は、職場・学校・地域・家庭をはじめ、社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と真の参画を推進するためここに、「男女平等参画都市」を宣言します

2001年2月1日町田市

## 基本施策（４） 親の悩みを支える

### 現状と課題

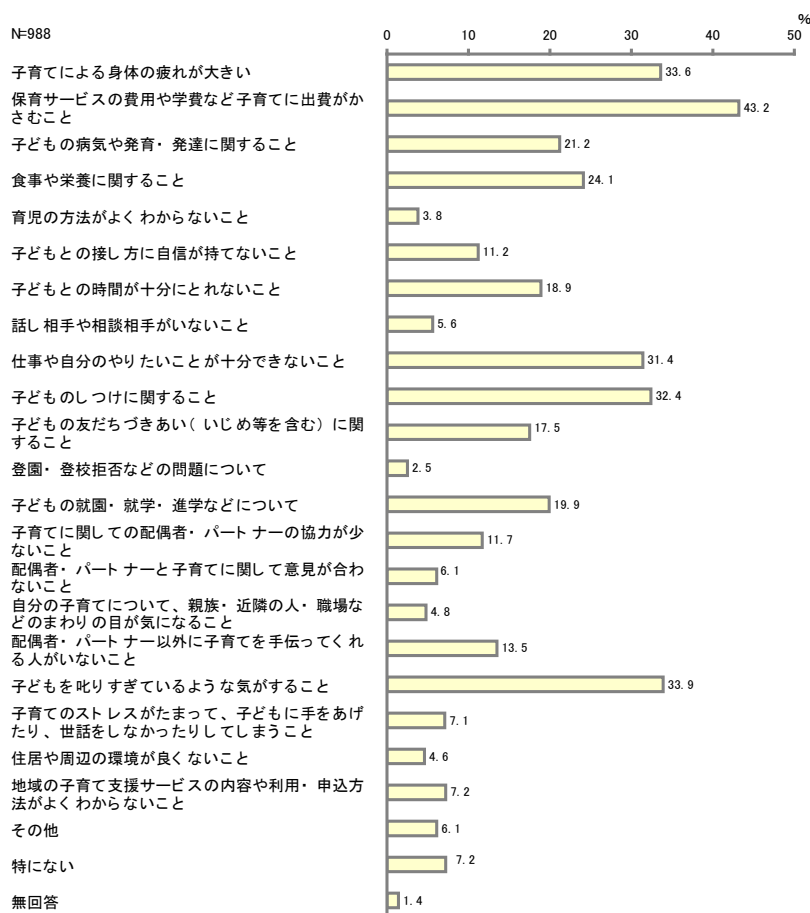
少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくしている保護者が増えていると考えられ、家庭の養育機能の低下や家庭だけでは解決できない問題も多くなっています。

市民意識調査によると、育児について「気軽に相談できる相手がいなかった」と答えた保護者の割合は微増し、保護者に対するアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることとして「子どものしつけに関すること」を始め、さまざまな悩みや心配事を抱えている保護者の姿がうかがえます。また、中にはそうした子育ての不安や悩みを相談していない・できない保護者もいます。

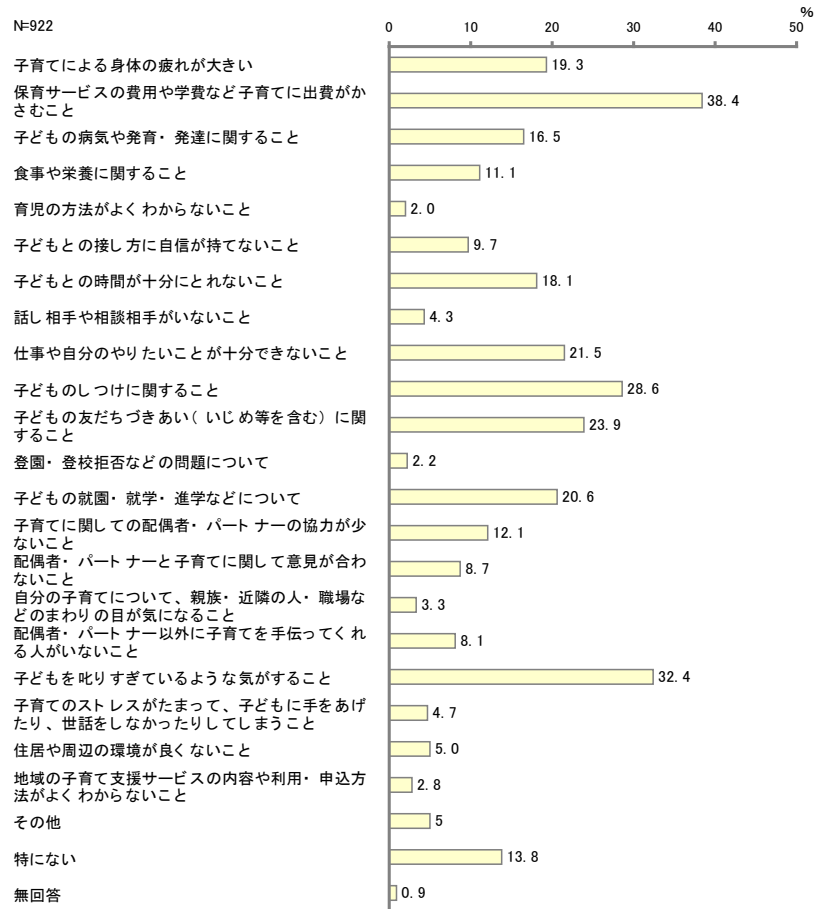
妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制の強化や、親同士が交流できる居場所の充実が必要です。

### 調査結果

【子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること（就学前児童保護者）】



【子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること（小学生保護者）】



施策の方向性

複数の親子同士が交流でき、妊娠・出産・子育てなどの悩みについて話し合える場をさらに充実させ、多くの親子の参加を促進します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、地域子育て相談センター等で、育児講座などの育児支援を通して、家庭の教育機能を高めていきます。

主な取組

取組	内容					担当課
子どもとその家庭の総合相談（再掲）	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。					子ども家庭支援センター
指標	相談件数（件）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	2089	2310	2541	2795	3074	3381

取組	内容					担当課
しゃべり場 (育児支援事業)	孤立している家庭への母親育児支援事業として「子育てママのしゃべり場」を年12回開催します。					子ども家庭支援センター
指標	参加率 (%)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	58%	67%	75%	83%	92%	100%

## その他の取組

取組	内容	担当課
乳幼児・母性相談	育児や離乳食・幼児食、お母さんの身体や気持ちのことなどの相談を受けつけています。	保健予防課
★地域子育て相談センター(再掲)	保育所が乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て推進課
保護者に対する発達に関する相談及び支援	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児を持つ保護者からの相談を受け、助言を行います。	すみれ教室
今どき思春期の レンアイ事情	子どもが親には話さない恋愛や性についての悩みをお伝えします。 また、SNSやデートDVなど最近の性被害の危険性についても触れていきます。	市民協働推進課 男女平等推進センター
子育てサポート講座	子育てのヒントや子どもの危険防止などの育児講座を開催します。	市民協働推進課 消費生活センター

就労形態の多様化や共働き世帯が増加している中、育児休業など母親または父親が養育に十分に携わることができ、かつ経済的に自立できるような社会整備が一層求められています。さらに、休業して育児を行っている親が社会からの孤立感、閉塞感をもたず、にすむよう、子育て中でも社会参加できるような環境整備や、子育て後の職場復帰や再就職の円滑化が望まれています。また、両親ともに就労を継続している場合でも、心理的ゆとりを持って子どもとの関わりの時間を過ごせるようにすることが必要です。

子育ての際に仕事との両立で後ろめたさを感じることをないように、また、さまざまな状況の中で切迫した「綱渡り感」を持たずにすむように、保育サービスの質の確保と利用の弾力化が求められています。

## 基本施策（１） 保育支援の充実

---

### 現状と課題

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加に伴い、保育所では定員を超える需要が生まれ、低年齢児を中心に待機児童が発生しています。

これまで、保育所の新設等による定員数の増加に伴い、待機児童数は毎年減少傾向にあります。しかし、解消には至っていません。

町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果によると、現在就労していない母親の7割以上が今後の就労を希望しており、今後も保育ニーズの高まりが続くことがうかがえます。

町田市子ども・子育て支援事業計画の着実な推進により、待機児童を0（ゼロ）にすることが求められています。

## 施策の方向性

保育園の待機児童数の解消に向け、保育園等の整備拡充を積極的に行っていきます。

また、子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供し、保護者の育児負担の軽減を図ります。

## 主な取組

取組	内容	担当課
★幼児教育・保育施設整備	幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所を整備します。	子育て推進課
★ファミリーサポートセンター事業	地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援する事業です。保育園・幼稚園などへの送迎、学校の放課後・学童クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的なお手伝いします。	保育・幼稚園課
★一時保育事業	一時的に乳幼児を幼稚園・保育所等でお預かりする事業です。	保育・幼稚園課
★延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外に保育を実施する事業です。	保育・幼稚園課 子育て推進課
★病児・病後児保育	病児及び病後児について、病院または保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	子育て推進課
★学童保育クラブ事業	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。	児童青少年課
★定期利用保育事業	保育所入所の入所要件には満たないものの定期的に一時保育を提供する事業です。	保育・幼稚園課
年末保育	年末に保護者の方が就労のため保育が必要である場合、お子様をお預かりするものです。	子育て推進課

※★は「町田市子ども・子育て支援事業計画」に記載されている事業です。



## 基本施策（２） サービスの質の向上と効果的・効率的な提供の充実

### 現状と課題

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な時期であり、それを支える教育・保育サービスには、多様なニーズへの対応と共に、その内容にも高い質が求められます。

そのため、子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、質の高い教育・保育サービスの確保・向上を一層図っていくことが必要となります。

### 施策の方向性

教育・保育サービスに関わる人材の育成・研修や新たなサービスの提供などを通して、多様な保育ニーズに対応するとともに教育・保育サービスの充実を図ります。

### 主な取組

取組	内容					担当課
送迎保育ステーション事業 【新規事業】	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎を行い日中は各施設で保育を行います。夕方以降親のお迎え時間に、送迎ステーションへ送迎します。					保育・幼稚園課
指標	利用人数（のべ）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000

障がいのある子どもを抱えた家庭、ひとり親家庭、貧困を抱えた家庭等の子育ては、親だけではなく、その家庭を取り巻く地域の支援が必要とされています。それぞれの子育て家庭が、子育ての喜びや充実感を得られ、地域の中で安心して生活が送れるように支援していきます。

## 基本施策（１） 障がいのある子どもと家族への支援

### 現状と課題

近年、幼稚園・保育園・学校において困り感を持っている発達障がいやその周辺域の児童または子どもたちが増加の傾向にあります。従来の３障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障害（自閉症、LD、AD/HD、アスペルガー症候群等）を含めた支援体制を充実することが重要です。

そのほかに、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められ、一人一人の多様なニーズに応じた支援体制を充実させるとともに、関係機関との連携や、就学時の連携を密に取っていくことが必要です。

### 施策の方向性

障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、一人ひとりの障がいの状況に応じた、継続的かつ総合的な支援を推進します。

### 主な取組

取組	内容					担当課
発達に遅れや心配のある子どもに対する療育	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児の発達を促すため、療育・助言を行います。					すみれ教室
指標	認可通園療育提供回数（人 日）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	9,080	9,040	10,232	10,520	10,808	10,808

取組	内容					担当課
保護者に対する発達に関する相談及び支援	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児を持つ保護者からの相談を受け、助言を行います。					すみれ教室
指標	研修会の実施回数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	8	23	24	29	29	29

## その他の取組

取組	内容	担当課
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、何らかの障がいのある子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。就学相談会は16回、進学相談会は17回行います。	教育センター
障がい児通園促進事業	特別な配慮が必要な児を幼稚園等に通園させることにより、心身の発達を助長するものです。受け入れ施設への補助を行います。	保育・幼稚園課
地域支援(再掲)	幼稚園・保育園等に対する専門的な力量を向上させるため、研修及び助言をします。	すみれ教室
療育セミナー	幼稚園・保育園・学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	すみれ教室
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援をします。	障がい福祉課
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援及び治療をします。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	学校(幼稚園、大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため必要な訓練や社会との交流促進を行います。	障がい福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障がい児を養育している人に支給します。	障がい福祉課
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障がい児、障がい者に対し支給します。	障がい福祉課
障がい児スポーツ教室	障がいのある小学生以上の方を対象に、年間36回程度スポーツ教室を開催します。	障がい福祉課
児童育成手当 (障がい手当・育成手当)	障がいのある20歳未満の子どもを扶養する保護者、18歳未満のお子さんを扶養する父か母に重度の障がいのある保護者に支給します。	子ども総務課

図書の点訳・音訳	視覚に障がいのある子どもの読書のため、または視覚障がいの親が子どもに読み聞かせができるようにするため、ご希望の本を点訳・音訳し、提供します。	図書館
----------	--	-----

## 「第4次町田市障がい者計画」

### 基本理念

命の価値に優劣はない

- ・ 自立と自己決定の尊重
- ・ 地域生活の実現
- ・ 市民参加による地域福祉社会の実現
- ・ 市民理解

### 障がい者の基本的人権の尊重

- ・ 権利擁護の推進
- ・ 虐待の防止
- ・ 障がい者の参加機会の保障と権利の確立

障がい者が自立して地域に暮らし続けるために分野別の課題と目標を策定し、以下のとおり取り組んでいきます。

1. 学ぶことへの支援
2. 暮らすことへの支援
3. 働くこと・日中活動への支援
4. 相談支援
5. 保健・医療
6. まちづくり
7. 共通理解・協働の基盤づくり

## 基本施策（２） ひとり親家族・貧困への支援

### 現状と課題

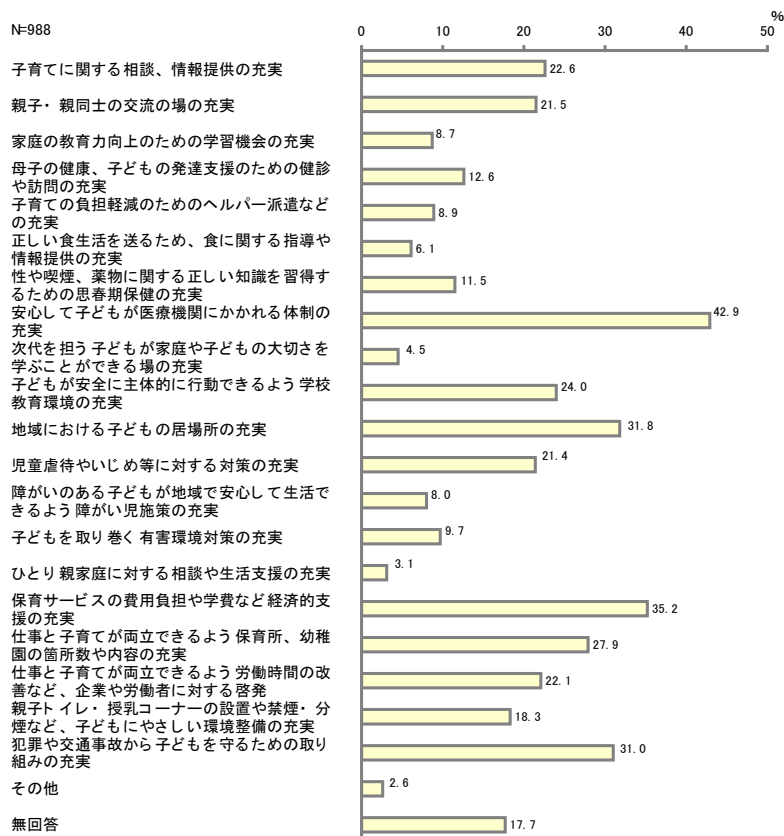
ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあり、町田市では、ひとり親世帯が平成 22 年現在で 2,220 世帯となっています。

母子家庭の場合は経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てなど日常生活における問題を抱えているケースが少なくありません。

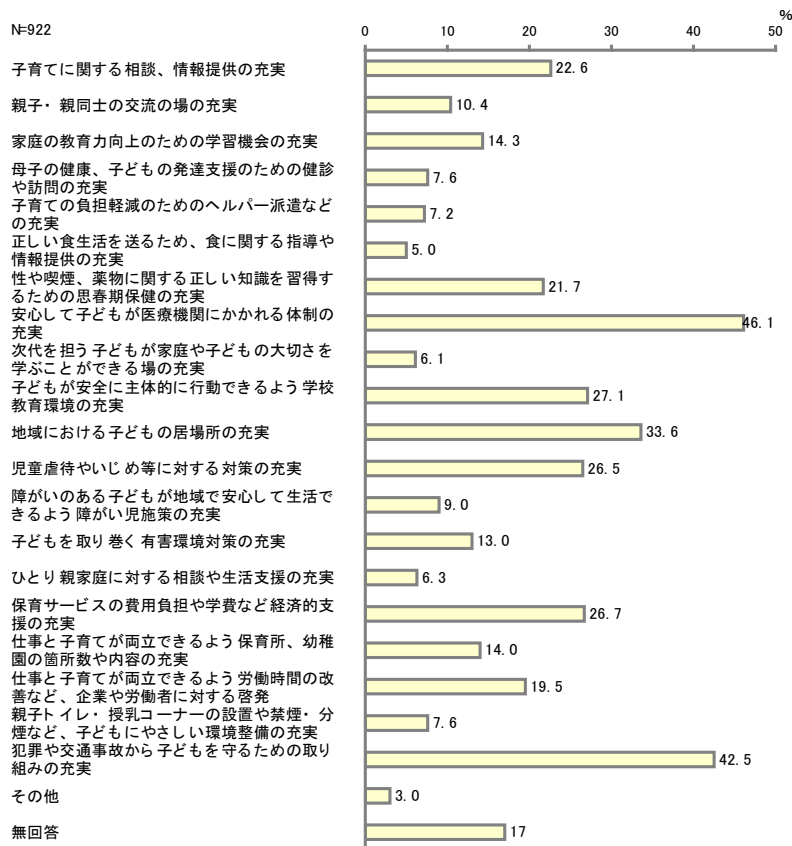
保護者に対するアンケート調査では、市の子育て支援施策に期待・重要視することとして「ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実」を挙げる割合も一定数見られ、今後もひとり親家庭の親と子が精神的にも経済的にも安心して暮らしていけるよう、情報提供や相談体制を充実させることが求められています。

### 調査結果

【市の子育て支援施策に期待・重要視すること（就学前児童保護者）】



【市の子育て支援施策に期待・重要視すること（小学生保護者）】



施策の方向性

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう支援するため、国や都と連携しながら、子育てをはじめ、生活、就業、経済面等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。また、子育てと就業を両立させることができるよう、支援体制の充実や情報提供に努めます。

主な取組

取組		内容					担当課
ひとり親相談		ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受けています。					子ども家庭支援センター
指標	相談件数						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	1993	2150	2200	2250	2300	2350	

取組	内容					担当課
就労支援	就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し具体的な就労につながるよう支援します。					子ども家庭支援センター
指標	就職率					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	70%	75%	80%	85%	90%	100%

取組	内容					担当課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。					子ども家庭支援センター
指標	利用者数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	10	11	11	12	12	13

## その他の取組

取組	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を助成します。	子ども総務課
児童育成手当（育成・障がい）	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、保険の自己負担分の医療費を助成します。	子ども総務課
児童扶養手当	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、保険の自己負担分の医療費を助成します。	子ども総務課
入院助産	経済的理由により出産費用がない妊婦が助産施設で出産した場合、その費用を市が本人に代わって支払います。	子ども家庭支援センター
母子・父子及び女性福祉資金	ひとり親家庭の方等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。	子ども家庭支援センター
健全育成事業	都及び市の要綱に基づき（都10/10補助）、生活保護を受けている世帯の児童に係る、夏期休業中に行われる各種野外活動等の参加費、学童服・運動衣の購入費、修学旅行の参加費を支給することにより、当該児童の健全育成及びその者の属する世帯の自立助長を図ります。	生活援護課

## 基本施策（3） 外国籍家族への支援

---

### 現状と課題

（財）町田市文化・国際交流財団（町田市国際交流センター）では、外国人支援、国際交流、国際理解・協力などの役割を担っており、国際理解の橋渡しの役割を果たしています。

町田市における外国籍市民は増加しており、さまざまな国の文化を持った子どもたちも増えています。

このような中、外国籍家庭の子どもが言葉や生活習慣などの文化の違いについて不安を持つことなく生活や子育てをすることができる支援体制の充実が求められています。

### 施策の方向性

言語や文化の違いやコミュニケーション不足などからくる問題に対し、日本語講座や相談会等を国際交流センターと連携を図りながら対処していきます。

また、外国籍家族が不安なく子育てしていけるようさまざまな組織・機関が協力し合える支援体制の充実を図ります。

### 主な取組

取組	内容	担当課
日本語講座	日本語の理解が難しい外国人小学生を対象に国際交流センターと連携し、日本語の講座を実施します。	教育センター



## 基本施策（４） 被虐待児と家族への支援

### 現状と課題

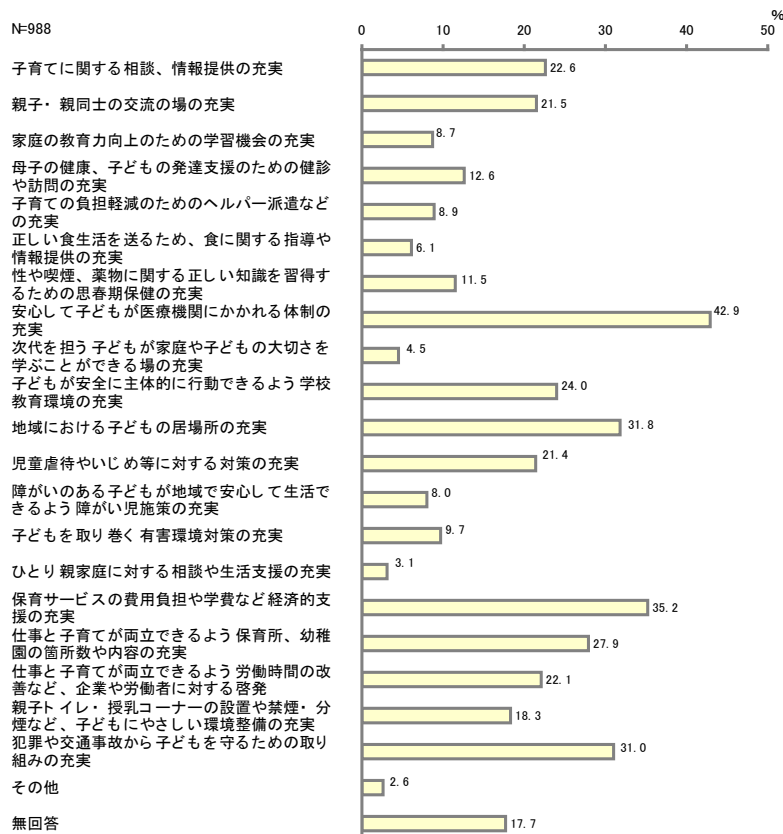
近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、育児のあらゆる場面において、多くの不安とストレスを抱えているといわれています。これらも要因の一つとなり、わが子を虐待してしまう親の増加が全国的にも大きな問題となっています。

町田市においても、子ども家庭支援センターへの虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、また、保護者に対するアンケート調査では、市の子育て支援施策に期待・重要視することとして「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」の割合が一定数見られ、虐待への対応の期待感がうかがえます。

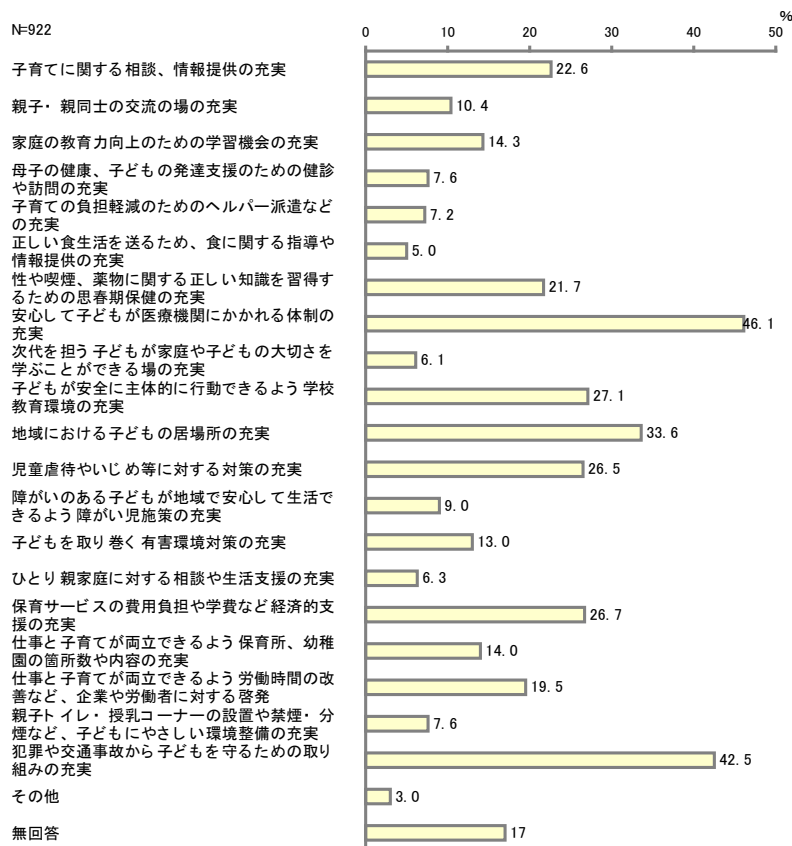
虐待の背景は多岐にわたるため、発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援ができるよう、関係行政機関のみならず、**その他の関係団体等**も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが求められています。

### 調査結果

【市の子育て支援施策に期待・重要視すること（就学前児童保護者）（再掲）】



【市の子育て支援施策に期待・重要視すること（小学生保護者）（再掲）】



施策の方向性

支援を必要とする子どもやその家庭に対し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所や保育機関、教育機関、医療保健機関、その他関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

また、子ども家庭支援センターの児童虐待対策のコーディネート機能を強化し、相談への対応に努めます。

主な取組

取組	内容					担当課
子どもとその家庭からの総合相談（再掲）	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。					子ども家庭支援センター
指標	相談件数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	2089	2310	2541	2795	3074	3381

取組		内容					担当課
子育て支援ネットワーク会議		虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。					子ども家庭支援センター
指標	参加率						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	87%	90%	93%	95%	97%	100%	

### その他の取組

取組	内容					担当課
地域ネットワーク機能強化事業	町田市子育て支援ネットワーク連絡会は要保護児童地域対策協議会として位置づけられています。研修を年2回開催します。					子ども家庭支援センター

安心して子どもが育ち、親が子育てできるためには、必要な人に情報が的確に届かなければなりません。また、多様な価値観に基づく情報の中から、子どもや親に必要な情報が必要なときに届けられなければ、かえって混乱し不安感を抱いてしまいます。情報の入手手段が多様化している中において、情報が分かりやすく適切に整理されて届けられることが必要です。

## 基本施策（１） 子どもと親への情報の確保

---

### 現状と課題

妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、子育てを支援するサービスの充実が求められています。

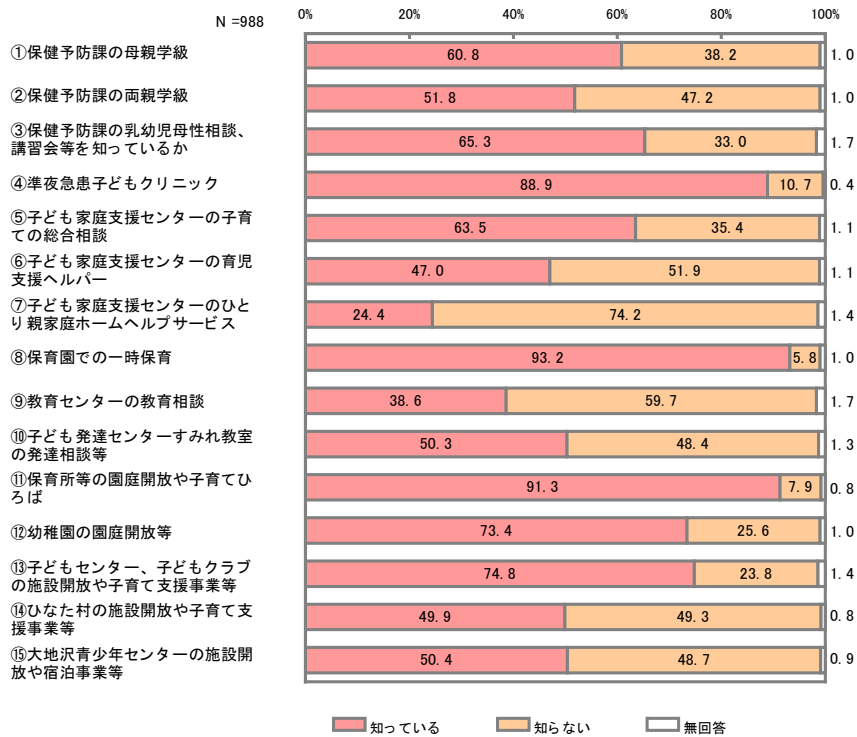
町田市でもこうした子どもや保護者を支援する取り組みの充実を図ってきていますが、その一方で、保護者に対するアンケート調査では、「知らない」の割合が高いサービスもあり、こうした取り組みが十分に知られていない面もうかがえます。

また、現代社会においては、さまざまな情報が流れていますが、情報があまりに多いため、その情報に惑わされ、必要な情報が選択できずに、かえってストレスや不安を大きくしてしまうことも見られます。必要な人に必要な情報が的確に届く支援が必要です。

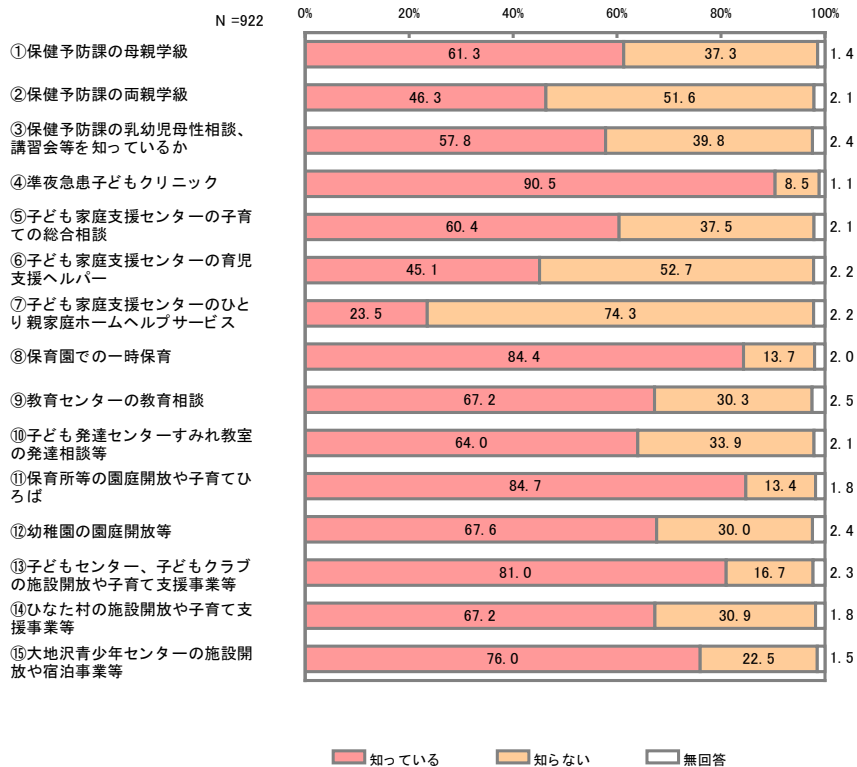
また、保護者に対するアンケート調査では、市からの子ども・子育てに関する情報を「市のホームページ」や「メール配信」で得ている保護者の割合が多くなっており、多様なメディアを活用した情報発信が必要です。

## 調査結果

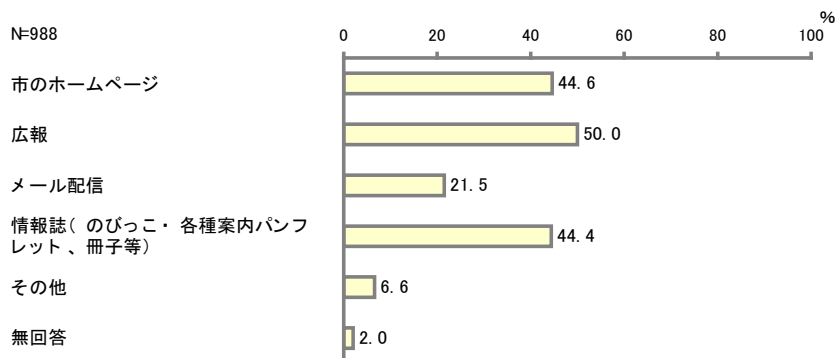
### 【公共サービスの認知状況（就学前児童保護者）】



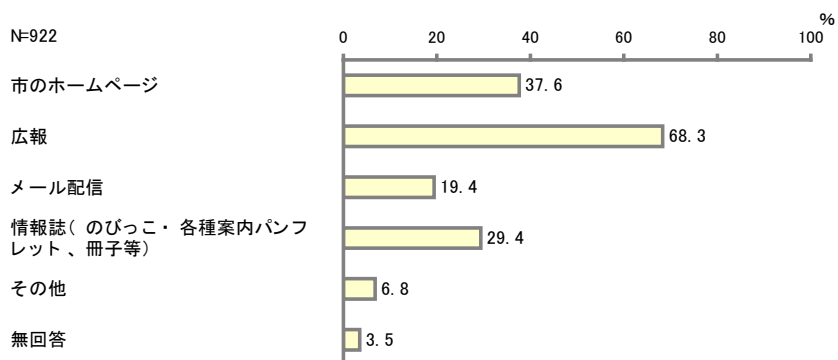
### 【公共サービスの認知状況（小学生保護者）】



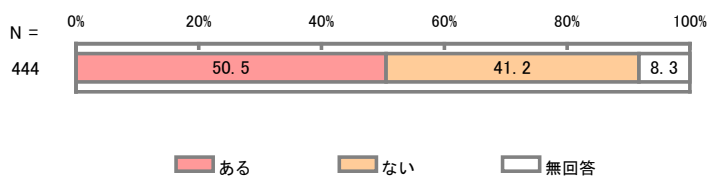
【市からの子ども・子育てに関する情報の入手手段（就学前児童保護者）】



【市からの子ども・子育てに関する情報の入手手段（小学生童保護者）】



【インターネットの使用に関する親との取り決めの有無】



**施策の方向性**

子どもと子育て中の親が必要とする時に必要な情報を得ることができるよう、子育てに関する情報を、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信など多様な手段を活用し、常に新しい情報をきめ細かく発信していきます。

## 主な取組

取組	内容						担当課
子育て情報誌「のびっこ」	町田市内の保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育クラブ、等に、子育て家庭を対象とした各種制度や保健事業などについて、紹介する情報誌を発行します。						子育て推進課
指標	配布部数（部）・場所（か所）						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	9,500・234	9,500・234	9,500・234	9,500・234	9,500・234	9,500・234	

取組	内容						担当課
子育てひろばカレンダー	各保育園のイベント情報等を市内5地域に分けて紹介する情報紙を発行しています。毎月25日に最新号を発行し、記事の掲載がある保育園や各公共施設等で配布します。						子育て推進課
指標	配布部数（部）・場所（か所）						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	10,400・165	10,400・165	10,400・165	10,400・165	10,400・165	10,400・165	

取組	内容						担当課
ほっとメールまちだ配信	子ども向けのイベントや小児科の休日当番医情報、子育て支援情報等をメールにて配信します。						子ども総務課
指標	登録者数（のべ）						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	39099						

## その他の取組

取組	内容	担当課
ホームページ（キッズページ）の充実	子ども・子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく掲載していきます。	各課
みんなのおでかけマップ	「みんなのトイレ」が整備されている施設を中心に市内全域約710箇所のバリアフリー設備情報を掲載しています。	地域福祉部福祉総務課
ごみナクナーレ発行	子どもからお年寄りまで幅広い世代に、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらえるように、市民や市民団体の取組み事例を中心に、ごみに関する情報をわかりやすく伝えています。	3R推進課

## 子どもが地域の中で大切にされている

子どもや子育てしている人が自立するためには、一人ひとり力を出し合って友だちや他の人とつながり、支え合うことが必要です。また、地域での子どもの安全確保や子育て世帯の孤立を防ぐためには、地域における日常的な見守りや支え合いの力も必要です。地域のみんなで、子どもや子育てをしている人が安全に、安心して暮らせる関係と環境をつくります。

### 基本施策（１） 地域の人材育成と人材活用

#### 現状と課題

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するためには、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域活動指導者の後継者が不足している中、地域で青少年を対象とした活動が活発に行われるよう、青少年活動を指導することのできる人材の育成と活用の充実が求められます。

#### 施策の方向性

地域で子育てを支援していくため、ボランティア等の地域の人材育成に取り組めます。

また、人材を活用し、地域で青少年を対象とした体験活動が活発に行われるように推進します。

#### 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業	地域団体や大学と連携し、さまざまなイベントを実施します。					児童青少年課
指標	協力団体数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	30	36	48	56	64	72



取組	内容					担当課
ひなた村創作教室事業	指導者向け講座、青少年団体と連携したイベントを実施します。					児童青少年課
指標	実施回数（回）・参加者数（人）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	12・154	10・130	15・180	15・180	15・180	15・180

## その他の取組

取組	内容	担当課
在宅サービス基盤整備事業	養育家庭の新規開拓と養育家庭に関わる人の理解と協力を促進するために、体験発表会を実施します。また、普及活動の一環として、市内イベントにも参加し、PRを展開します。	子ども家庭支援センター
家庭教育支援事業	地域ぐるみの家庭教育支援につながるよう、地域の家庭教育・子育て支援の担い手となるグループを育成します。	生涯学習センター
生涯学習センター事業	さがまちカレッジなど、相模原・町田地域の大学と連携し、さまざまな体験学習講座を実施します。	生涯学習センター
ジュニアフットサルスクール	トップレベルのプロ選手から基礎技術を学ぶ。	スポーツ振興課

## 基本施策（２） 地元事業所・商店の関わり

### 現状と課題

子どもや子育てを地域で見守り、支えあうことができるような仕組みづくりには、地域の事業所・商店などの関わりも必要です。

今後も子ども・子育て支援について、地元事業所・商店等との協働を図るとともに、子育て家庭と地元事業所・商店が関わる機会を確保していくことが必要です。

### 施策の方向性

地元事業所・商店会・商店との協働によるイベントや職業体験等を通じて、子どもや保護者と地域が関わりを持ち、地域の支えあいの中で子どもを育てていけるよう機会をつくっていきます。

### 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業	町内会や地元事業所と協働でイベントを実施します。					児童青少年課
指標	実施回数（回）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	14	14	18	18	18	18

### その他の取組

取組	内容	担当課
職場体験	総合学習の中で、事前に派遣先の事業所について調べ学習を行い、5日間就労体験をします。体験後、事業所へのお礼の文書および報告書を作成します。	指導課
まちだ★こどもフェスタ 2014	こどもの日において、こどもたちがスポーツに親しむきっかけを作り、地域の交流を図るために、スポーツ教室や体操のショーを行います。	スポーツ振興課

## 基本施策（3） 体験できる場の充実

### 現状と課題

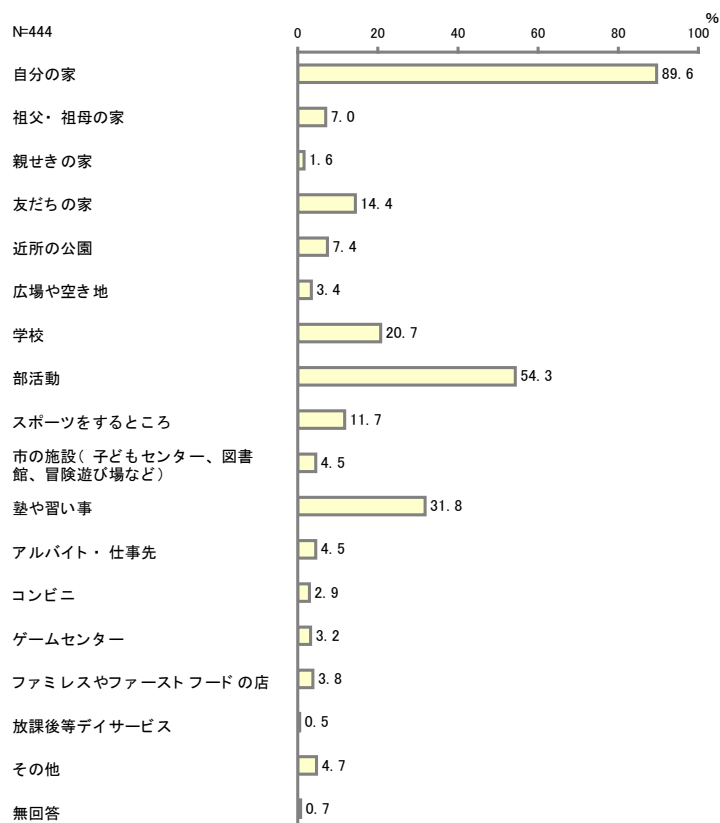
子どもの成長にとって、さまざまな体験や人との関わりから学ぶ機会や場を充実させ、体験を積み重ねていくことが重要です。

中高生へのアンケート調査では、子どもが放課後過ごす場所として、「自分の家」「部活動」「塾や習い事」が多く、「市の施設（子どもセンター、図書館、冒険遊び場）」「近所の公園」などが少ない状況です。

子どもがさまざまな体験や人との関わりから自立と協働をはぐくむことができるよう、体験ができる場の充実を図り、子どもの体験活動を推進していく必要があります。

### 調査結果

【放課後（夕方）や休日に過ごす場所】



## 施策の方向性

子どもがさまざまな体験や人との関わりから自立と協働をはぐくむことができるよう、異年齢交流や子どもの自発的な遊びなどを行う場等、さまざまな体験ができる場の充実を図ります。

## 主な取組

取組	内容						担当課
常設型冒険遊び場の設置	冒険遊び場活動を行う団体に補助金を交付し、その活動を支援します。						児童青少年課
指標	設置か所数						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	1	2	3	4	5	6	

取組	内容						担当課
ひなた村創作教室事業	工作、スポーツ、野外体験など、さまざまな体験活動ができるプログラムサービスを提供します。						児童青少年課
指標	参加者数(人)・利用団体数(団体)						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	7,068・56	6,500・50	6,500・50	6,500・50	6,500・50	6,500・50	

取組	内容						担当課
大地沢青少年センター事業	工作、キャンプ等の野外体験、川上村での林業・農業体験など、さまざまな体験活動ができるプログラムサービスを提供します。また、宿泊施設もあります。						大地沢青少年センター
指標	満足度(%)						
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
	76	77	78	79	80	80	

## その他の取組

取組	内容	担当課
生涯学習センター事業(再掲)	さがまちカレッジなど、相模原・町田地域の大学と連携し、さまざまな体験学習講座を提供します。	生涯学習センター

## 基本施策（４） 交流できる場の充実

### 現状と課題

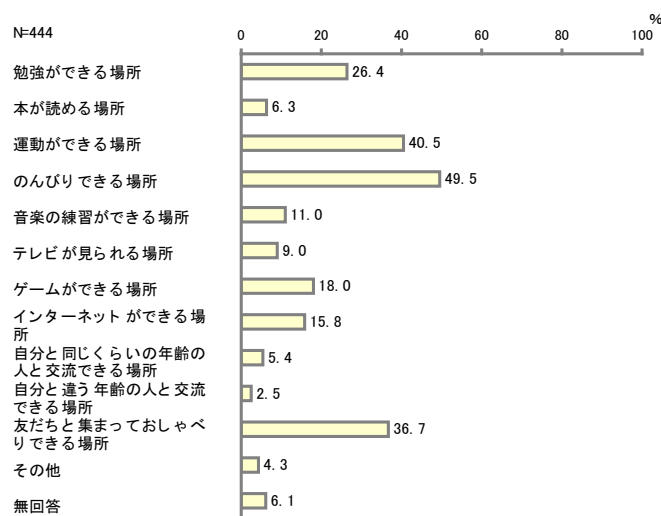
市内には子どもセンターや子どもクラブを始め、地域活動や交流の場として利用できる施設が整備されています。

中高生に対するアンケートでは、放課後や休日に友だちと過ごす場所について、「のんびりできる場所」「友だちと集まっておしゃべりできる場所」「運動ができる場所」の割合が高くなっています。

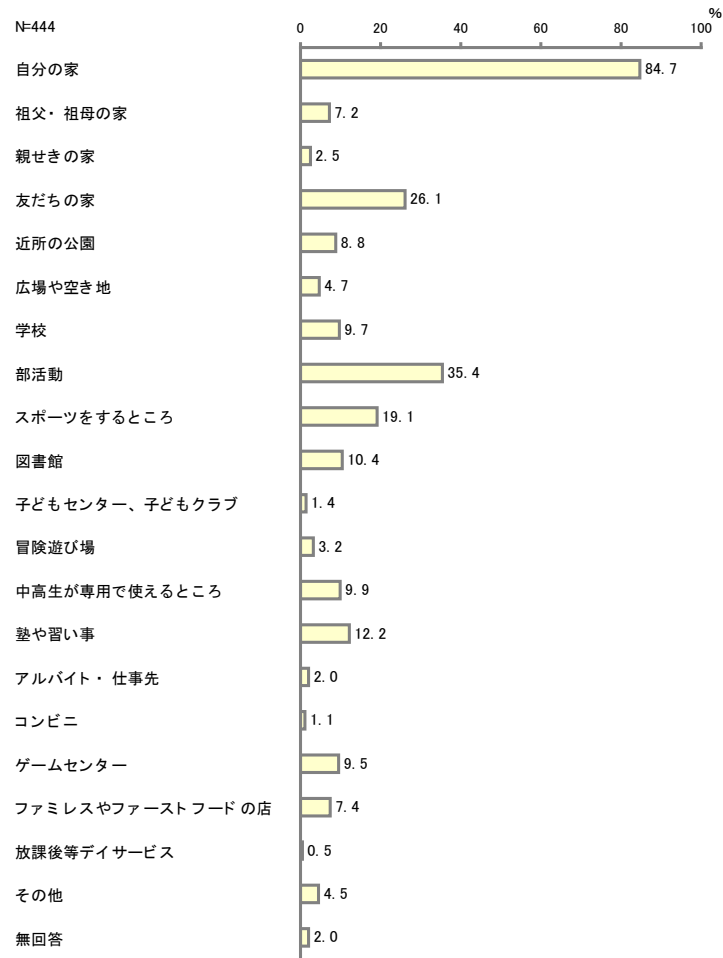
地域の中で安心して子どもがさまざまな人と交流を図る場として、子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。

### 調査結果

【放課後（夕方）や休日に友だちと過ごす場所として要望する場所】



【放課後（夕方）や休日に過ごしたい場所】



子ども委員会の声

①地域の人（子どもから大人まで）と関わりを持つことでどんな良い事がありますか？

- ・困った時に助けてくれる
- ・何かあった時に相談できる
- ・防犯が強まる
- ・色々なことを学べる
- ・不審者におそわれそうになった時助けてくれる
- ・人生経験などを話してくれて、ためになった

②みなさんの周りでは地域との交流はできていますか？

- ・できていない。したくない人もいる
- ・掃除の時に少し
- ・ボーリング大会、公園そうじ、盆踊り、スイカ割りなど
- ・おはやしを教えてもらっている
- ・近所の人とだけあいさつする
- ・話しかけられる
- ・顔は覚えている
- ・親が引っ張ってくれて関りを持つ

③今後、交流を深めていくためにはどんな事が必要だと思いますか？

- ・他の地域（町内会、子ども会、学校）の子ども同士が交流できるイベントを作る
- ・あいさつをする
- ・イベントに参加する
- ・イベントをたくさんする
- ・百人一首や昔遊びでお年寄りと交流する

### 施策の方向性

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた交流の場や居場所づくりを推進します。

また、既成の事業参加型だけでなく、子どもが地域の中でさまざまな人と気軽に交流することができる場の充実とともに、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進しています。

### 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター整備事業	「子どもの成長・発達を促す遊びの拠点」と「核家族化・少子化が進むなかでの子育て支援」を理念とし、市内に5館を目標に子どもセンターを整備します。また、子どもセンター整備完了後、「子どもの居場所の配置に関する基準構想」に基づき、中学校区への子どもクラブ整備を進めます。					児童青少年課
指標	施設数（か所）					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	6	7	8	9	10	11

取組	内容					担当課
放課後子ども教室 (まちとも)	「放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもの居場所づくりのため、子どもにとって最も身近な学校を活用し、自由に遊べる安全安心な場所として、 <b>放課後子ども教室(まちとも)</b> を推進します。 <b>地域団体等による運営等、事業内容の拡充を図ります。</b>					児童青少年課
指標	地域団体等による、教室等を活用した運営か所数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	0	1	2	4	6	8

### その他の取組

取組	内容	担当課
子どもセンター事業 (再掲)	キャンプやスポーツなどさまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流できる場を提供します。	児童青少年課
ひなた村イベント事業 (再掲)	野外体験など集団活動を通じて、思いやりや協調性、コミュニケーションを育む場を提供します。	児童青少年課
高齢者と近隣保育園児等との交流 (再掲)	近隣保育所の園児達が各高齢者福祉センターへ来館し、歌やダンスや劇をセンター利用者的高齢者の方々に披露します。また、高齢者と園児達が一緒に手遊びやゲームを楽しみ、交流を図ります。	高齢者福祉課



## 基本施策（５） 子どもセンター・地域子育て相談センターを中心とした地域づくり

### 現状と課題

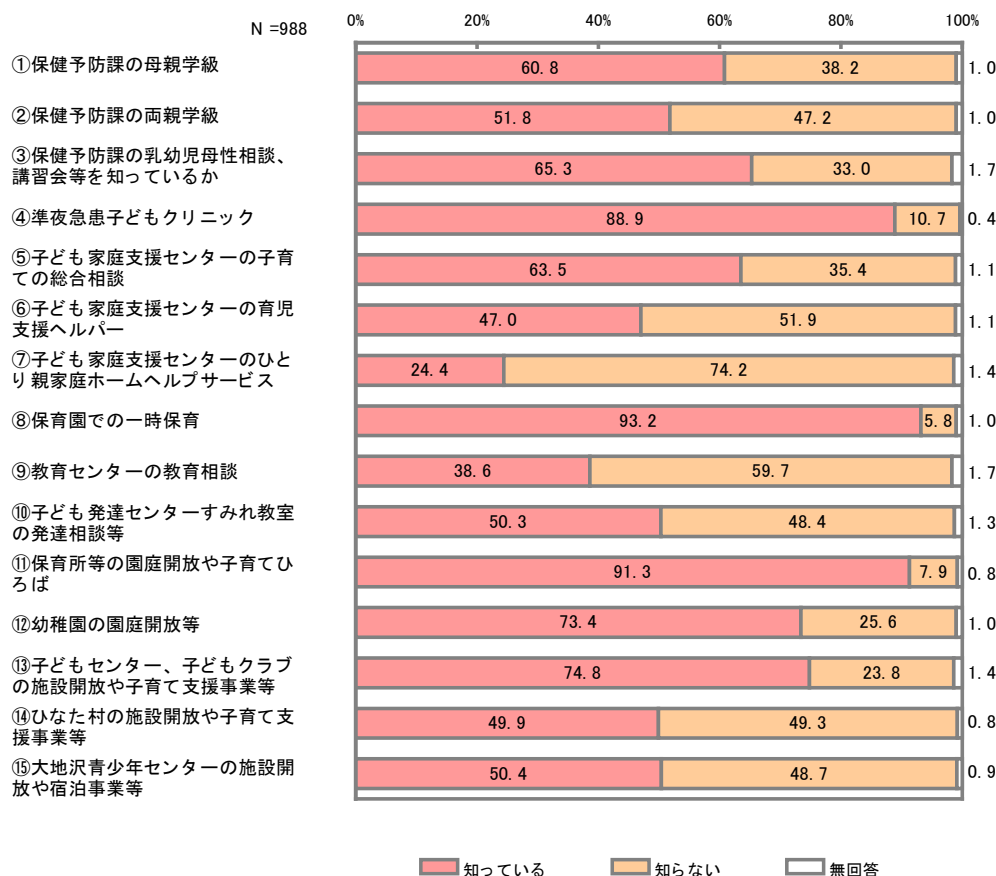
町田市では、子どもセンター５館構想のもと、子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として2014年1月に4館目の子どもセンター「ただON」を開館しました。2016年4月には5館目の子どもセンターが町田地域に開館する予定です。

また、2014年4月から市内5地域に拠点となる地域子育て相談センターを設置し、保育園や幼稚園等の子育て関連施設で行う子育てに関する相談等（マイ保育園事業）の支援や、アウトリーチ（出張子育て相談等）、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図っています。

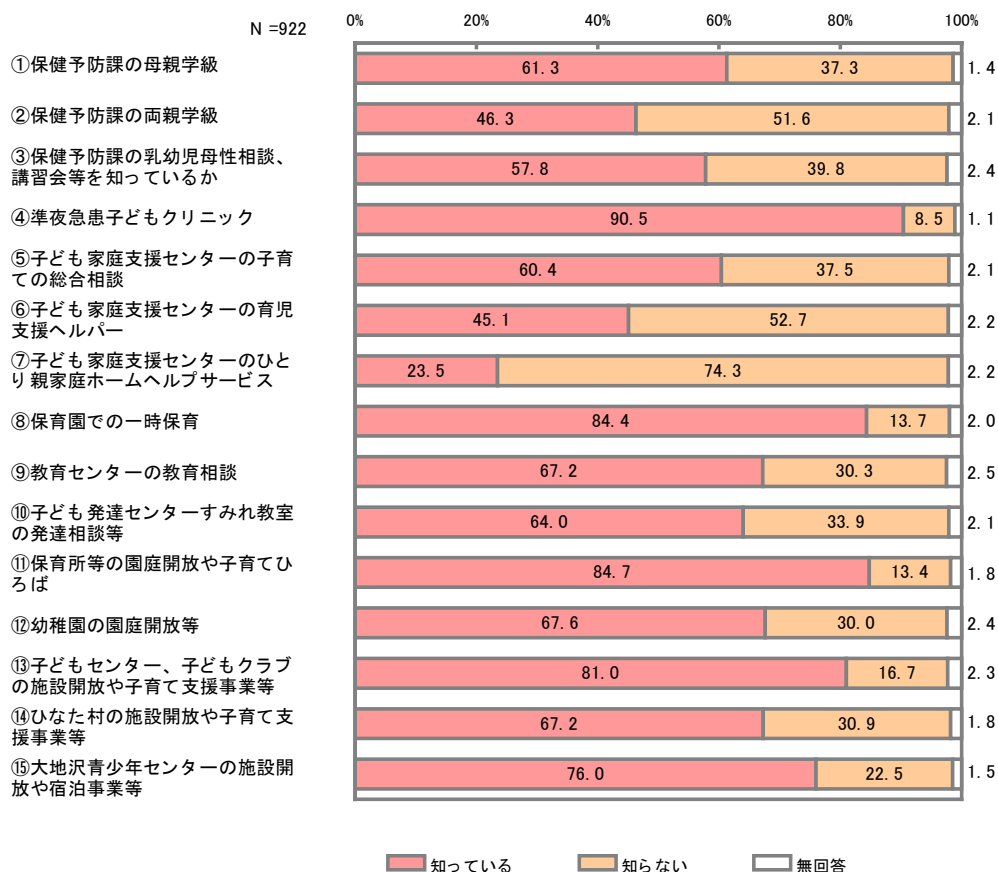
今後も関係機関と連携を図り、地域の子育て支援拠点として、さらに充実していく必要があります。

### 調査結果

【公共サービスの認知状況（就学前児童保護者）（再掲）】



【公共サービスの認知状況（小学生保護者）（再掲）】



子ども委員会の声

①みなさんは、子どもセンターのイベント情報など、市からの情報をどのように知りますか？

- ・子どもセンターに行って
- ・手紙、チラシ、インターネット
- ・学校の人から聞く
- ・学校からの情報
- ・掲示板
- ・友だちから聞く
- ・学校で配布されるプリント
- ・Twitter から流れてくる

②どのように情報が発信されれば、子どもたちにわかりやすく伝えられると思いますか？

- ・Twitter
- ・facebook
- ・LINEで公式アカウントを作る
- ・ポスター
- ・各家庭にチラシを配る
- ・回覧板を回す
- ・つるっこ専用Twitterでつぶやいてほしい
- ・学校から手紙、プリントを配布し、目につくようにする
- ・テレビ

### 施策の方向性

子どもの居場所や仲間づくりの場、乳幼児親子の交流の拠点となる子どもセンターの整備を進め、未就学児の親子から18歳までの子どもの育ちの機会や交流の場の提供をより充実させます。

また、地域子育て相談センターについて周知を図るとともに、専門部署との連携により、アウトリーチを中心とした、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。

### 主な取組

取組	内容					担当課
子どもセンター事業	子ども会等の地域子ども団体に、調理活動や工作・レクリエーションなどのプログラムサービスを提供し、地域の活性化を支援します。					児童青少年課
指標	利用者満足度 (%)					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	未実施	80%	83%	85%	88%	90%

取組	内容					担当課
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業の推進、アウトリーチ（出張子育て相談等）を中心に、子育て関連施設の運営支援、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。					子育て推進課
指標	支援団体数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

子どもが安心できる環境を保障するとともに、子ども自身が安全を判断できる力を身につけさせることが必要です。また、子育てしている人や障がいのある人など、全ての人が安心して暮らせるためのまちづくりや人々の思いやりの心が必要です。そして、子どもが巻き込まれる犯罪や不審者による被害などに対し、地域のみinnで予防し、子どもや子育てしている人などが安全に、安心して暮らせるまちをつくります。

## 基本施策（1） 子どもの安全・安心の確保

---

### 現状と課題

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や不審者による被害が発生しており、子どもが犯罪に巻き込まれないか不安に感じる親も多く、それらへの取り組みについては、子育て中の家庭から強く求められています。

こうした状況に対して、家庭、地域、学校、警察等の連携により、「子ども110番の家」や防犯パトロール等、地域ぐるみで子どもの安全を見守る取り組みが進められています。しかし、**市民意識調査によると**、今住んでいる地域が、子どもが安全で健やかに育つ環境になっていると思う市民の割合は減少しており、子育て世帯が安全・安心に暮らせる地域の環境づくりを進めていくことが一層求められます。

## 子ども委員会の声

①最近、町田に住んでいて「危ない」と感じたことはありますか？

- ・信号無視をする人がいる
- ・イヤホンしながら自転車
- ・街灯がすごく少ない場所がある。少なくて困る
- ・信号がないところがあって危ない
- ・自転車が通る道が狭い
- ・駅で知らない人に肩を組まれた

②今後、どうすれば町田市がより「安全・安心なまち」になるとおもいますか？

- ・子ども 110 番は行きづらい。行っても人がいない
- ・人との交流
- ・道を広くしてほしい
- ・街灯を増やしてほしい
- ・カーブミラーを増やしてほしい
- ・公衆電話を増やしてほしい
- ・110 番の家をもっと増やす
- ・監視カメラをつける

## 施策の方向性

子どもが地域や家庭で事故や事件に遭う心配をすることなく日常の生活を送ることができるよう、「子ども 110 番の家」など地域ぐるみで子どもの安全を見守る取組が必要です。また、安全に関する講習会などを実施し、安全への意識を高めるため、事故防止、防犯等の啓発事業を展開します。

## 主な取組

取組	内容					担当課
子ども 110 番の家	子どもが危険に直面した際に緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を各小学校 P T A や自治会・町内会とともに進めます。					児童青少年課
指標	子ども、団体を対象とした訓練数（回）					
目標	現状(2014 年度)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
	未実施	検討	1	3	3	3

## その他の取組

取組	内容	担当課
学校の防犯カメラ設置	犯罪等を抑止し、児童が安全・安心に通学できることを目的として、市立小学校の通学路に防犯カメラを整備していきます。	指導課
セーフティ教室	小学校、中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化および充実を図るとともに、保護者・市民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進します。	指導課
交通安全啓発活動	交通安全に関する啓発用品を配布し、通学時等の交通事故防止を呼びかけます。	交通安全課
不審者情報配信	町田市メール配信サービスにて、市内で起きた不審者出没や犯罪発生を配信します。	防災安全課

### 関係計画

- ・町田市交通安全行動計画

## 基本施策（２） 子育てしやすいまちづくり

### 現状と課題

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間の確保など、今後も、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められます。

### 施策の方向性

乳幼児を連れた親が容易に外出できる、安全・安心な、そして快適に暮らせるまちづくりを目指して、授乳・調乳・オムツ替えができる施設の整備など、より子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりを進めていきます。

### 主な取組

取組		内容				担当課
赤ちゃん・ふらっと		子育て家庭が気軽に外出できるよう、授乳・調乳・オムツ替えができる施設を整備します。				子ども総務課
指標	か所数					
目標	現状(2014年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	18					

---

---

## 第5章 計画の推進

---

---

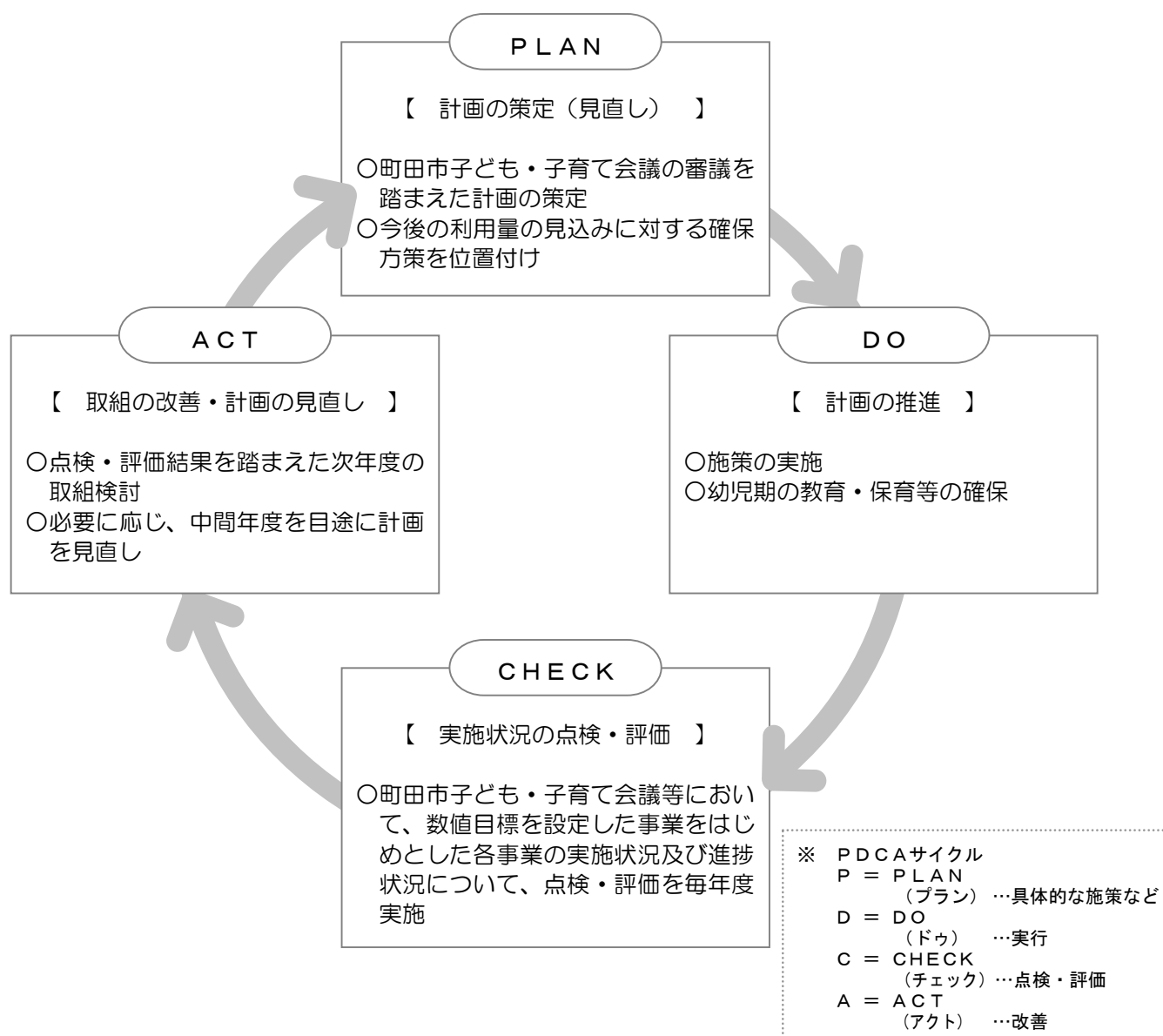


## 1 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。



---

## 2 関係機関との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、計画を推進します。

また、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

---

---

## 參考資料

---

---

## 1 町田市子ども憲章

### 町田市子ども憲章（1996年5月制定）

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。  
そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、  
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

#### ●人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけはいけない。  
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

#### ●自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。  
いつも楽しくなるように、  
－自分の道は自分で切り開いていきます。

#### ●個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。  
当たり前なことなんだ。だから、  
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

#### ●命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。  
だから、  
－みんなで助け合って生きていきます。

#### ●学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。  
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

#### ●友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。  
いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、  
－仲間を大切に続けます。

#### ●夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、  
－自分の夢を持ち続けます。

## 2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） （抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条（締約国の義務）省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）省略

第10条（家族の再統合に対する配慮）省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去）省略

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項につ

いて自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

#### 第15条（結社及び集会の自由）省略

#### 第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

#### 第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第21条（養子縁組に際しての保護）省略

#### 第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

#### 第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

#### 第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

#### 第27条（相当な生活水準についての権利）省略

#### 第28条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第29条 (教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

#### 第30条 (少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利) 省略

#### 第31条 (休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

#### 第32条 (経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
  - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

#### 第33条 (麻薬の不正使用等からの保護) 省略

#### 第34条 (性的搾取、虐待からの保護)

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

#### 第35条 (児童の誘拐、売買等からの保護) 省略

#### 第36条 (他のすべての形態の搾取からの保護) 省略

#### 第37条 (拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い) 省略

#### 第38条 (武力紛争における児童の保護) 省略



第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略